



1992

VoL.4

平成4年7月17日発行

産廃あいち



本号の用紙は再生紙を使用しています。

社団法人 愛知県産業廃棄物協会

サムシング、地球。

人に、大地に、環境にやさしい産廃を創造。

今年は、アースイヤー「地球の年」です。

環境創造は、豊かさを支える大切な要。

当社は、産業廃棄物処理をとりまく総合事業で
環境保全に挑んでいます。

産業廃棄物処理事業

収 集
運 搬

中間処理

最終処分

■許可 愛知県・名古屋市・岐阜県・三重県・滋賀県・静岡県

株式会社 シミズ

名古屋市南区神松町3丁目5番地6
TEL (052) 612-1490 FAX (052) 614-3721

江洲産商株式会社

名古屋市南区元塩町1丁目31番地
TEL (052) 613-0811

美しい地球を未来へつなぐグローバルパートナーシップをモットーに、
人と自然が調和する快適な街づくりを。
機動力と技術力、総合環境事業をめざす山建グループ。
産業廃棄物処理業でエコロジーの扉を開きます。

美しく、アースコンシヤス。

エコクリエイティブ企業 山建グループ

総合建設資材の製造・販売から舗装工事・掘削工事・産業廃棄物収集・運搬・最終処分業

株式会社 山本建 材

〒451 名古屋市西区康生通一丁目26番地
TEL (052) 521-7331(代) FAX (052) 521-7338

生コンクリート製造JIS工場 第472081号

山建生コン株式会社

〒481 西春日井郡師勝町大字高田寺字中外浦5
TEL (0568) 22-1228(代) FAX (0568) 22-1799

特殊機械や資材運搬・大規模工事のフルバック

山建運輸株式会社

〒492 稲沢市下津長田町13-2
TEL (0587) 23-3221(代) FAX (0587) 23-3310

建設のトータルプランニングからプロデュース

山建商事株式会社

〒451 名古屋市西区浄心本通三丁目45番地
TEL (052) 521-8121(代) FAX (052) 521-8125

21世紀へ、次世代へ、
クリーンで快適な環境づくり。
**ヒューマンな未来を
創ります。**



リフレッシュアンドクリーン

この美しい地球を、尊い生命を、
子供たちの未来を環境破壊から守りたい。
廃棄物処理と環境保全に取り組んで30年。
私たちは、いま素敵を明日へつなぐアンカーマン。
住みやすいクリーン環境づくりにベストを尽します。
アメニティーを超えて未来へ。

有限会社
名古屋清掃

小さなGOMIから大きなGOMIまで
052821-5353
FAX (052)821-8060

本社 〒467 名古屋市瑞穂区神穂町5番49号
東営業所 (052) 821-5353
西営業所 (052) 895-5353
甚目寺営業所 (052) 409-5353
南陽営業所 (052) 443-5353
南陽営業所 (052) 303-5353

名古屋リサイクル株式会社

〒467 名古屋市瑞穂区荒崎町5番14号

TEL (052)824-021
FAX (052)821-185

名古屋アートギャラリー株式会社

〒467 名古屋市瑞穂区弥富通1-38
シティーマンション新瑞東2F

TEL (052)834-777
FAX (052)834-888

ル・マン 出場 女性レーサー 吉川とみ子 後援会事務所

〒467 名古屋市瑞穂区弥富通1-38
シティーマンション新瑞東2F

TEL (052)834-888

システムエンジニアリングのKONDOが

**最新のテクノロジーで
きれいな環境づくりの
お手伝いをします。**

KONDO
PLANT ENGINEERING



組合せにより最適なプラントをプランニングして
製作施工まで一貫態勢でお届けします

焼却炉のタイプ

固定炉床式
移床ストーカー式
ロータリー式
揺動ストーカー式

廃熱利用

廃熱蒸気ボイラ
廃熱発電ボイラ

焼却物

雑 汚 液
高 分 子 建築廃材
汚 泥 廃タイヤ

通産省 電事法溶接方法認可工場 労働省 ボイラー製造許可工場

近藤設備設計株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字大草字太良3374番地 〒485

TEL (0568) 79-3511・FAX (0568) 79-6810

大阪営業所 大阪市淀川区西中島7丁目1番3号チサン第8新大阪405 〒532

TEL (06) 306-5761・FAX (06) 306-5762



5つの熱いエナジーの集結。 それがフルハシの トータルリサイクリングシステムです。

人間社会の成長は、大量生産、大量消費の時代を築きました。また、モノによるゆとりが頂点に達すると、「使い捨て」商品による消費拡大を狙ったマーケット戦略として普及し、人々の生活にも「使い捨て」感覚が植え付けられました。このような社会が廃棄物を激増させてしまい、こうなると、自然がもともと持っていたサイクルは壊され、廃棄物を分解するという機能も麻痺。当然、廃棄物の処理は重要なテーマとして、私たちに与えられることになったのです。

そのまま放置すると環境破壊となる廃棄物は、再利用することによって資源化できます。

これに着目した新しい創造活動がリサイクルです。フルハシでは、このリサイクルにいち早く着目し、企業を構成。リサイクルによるコスト削減を可能にした<チップ部門>、パレット輸送にともなう諸問題を解決した<パレット部門>、物流に関するユーザーニーズに即応する<物流部門>、さまざまな廃棄物を資源化する<燃料部門>、あらゆる構造物の解体作業を行う<解体部門>を築き、トータルリサイクリングシステムを実現しました。5部門のパワーの集結によって推進されるトータルリサイクルは、フルハシの成長とともに、社会への貢献度を上げています。

フルハシ工業株式会社

本社/〒456 名古屋市熱田区三番町4番28号 TEL (052) 661-1565(代表) FAX (052) 661-1577
東京営業所/大阪営業所/北陸営業所/半田営業所/春日井工場/弥富工場/四日市工場/団地工場/西浜工場/武豊工場



SANPAI AICHI

産廃あいち 1992 Vol.4



I N D E X

環境部長就任にあたって	
愛知県環境部長 伊藤桂子	2
特報	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱	3
特集 最終処分業者座談会	
最終処分場を考える	5
行政ニュース	
平成4年度 産業廃棄物関連対策予算と施策の概要	愛知県環境部
平成4年度 名古屋市の産業廃棄物関連予算と施策	名古屋市環境事業局
融資制度一覧	16
協会ニュース	
第2回通常総会が行われる	20
第2回通常総会懇親会開催	24
'92廃棄物処理展を見て	25
全産連情報・中部圏協会だより	28
青年部会ニュース	
第6回通常総会開催	29
こんにちは会社訪問記	
岡崎技研株式会社	34
フルハシ工業株式会社	35
東急車輛製造株式会社 名古屋営業所	36
有限会社近藤	37
近藤設備設計株式会社	38
大有建設株式会社	39
法律相談	
手形や小切手に振出日の記載がない場合のトラブル	
弁護士 楠田亮爾	40
私の健康法	
(株)アイギ 取締役 所仁司/(株)アグメント 代表取締役 今津哲次	41
(有)海部清掃 代表取締役 加藤豊/(有)池田工業 代表取締役 池田健二	
(株)グイエーディスボウズ 代表取締役 笹野義春	
事務局だより	
理事会報告	42
委員会報告	43
愛知県・名古屋市行政指導会議	44
中部産業廃棄物厚生年金基金	45
厚生大臣認定新規許可講習会の日程変更について	45
慶弔金規程・表彰規程	46
新規会員報告	47
編集後記	48

表紙のイメージメッセージ

四季折々に収穫される自然の恵み。食後、ゴミと化しても、堆肥となり自然界にリサイクルされています。私たちが日頃出す、さまざまな廃棄物も、このように上手く処分できたら、と常々思います。

環境部長就任にあたって

愛知県環境部長 伊藤 桂子



(社)愛知県産業廃棄物協会会員の皆様におかれましては、日頃から産業廃棄物処理行政に格別のご理解とご協力を賜り感謝しております。

環境部長に就任してはや数ヶ月を過ぎようとしておりますが、この機会に本県の環境の状況について見てみると、40年代における硫黄酸化物や一酸化炭素等は、改善の傾向を示しております。

これは、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、公害の防止に、また、より良い環境づくりに努力してまいった結果であろうと考えております。しかしながら、窒素酸化物等による大気汚染や伊勢湾・三河湾等の水質汚濁など、一部には改善の進んでいない分野もございます。

また、近年における環境汚染の特徴は、自動車交通に起因する交通公害、あるいは、日常生活から発生する近隣騒音や生活排水に起因する公共用水域の汚濁、更には、生活の高度化や事業活動の活発化に伴い年々増加する廃棄物の処理などいわゆる都市・生活型公害の比重が高まっております。

更に、フロンガスによるオゾン層の破壊、二酸化炭素等の増加による地球温暖化など、地球規模での環境問題についても関心が高まってきております。この地球環境問題につきましましては、地域での環境保全への取組みが、ひいては地球環境の保全につながることから、まず足元からこの問題に積極的に対応していくことが必要であります。

このような環境問題に的確に対応していくためには、環境はかけがいのない資源であるとの認識のもとに、環境の一層の保全とより良い環境の創造に努めることが必要であると思っております。

こうした観点に立って、産業廃棄物について考えてみますと、本県は、製造品出荷額等が14年連続全国第1位であり、世界の約0.1%の人口で世界経済の約1%にも相当する産業経済活動を展開しております。しかしながら、産業、経済が発展すればするほど事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の量は増大し、質は多様化して参ります。

経済が健全に維持・発展していくためには産業廃棄物を適正に処理することが重要な課題であり、ひいては、自然環境と生活環境の保全を図り、県民が健康で文化的な生活を享受できることに結びついていくものと思っております。

こうした折に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行され、減量化・再生の推進、適正処理の確保等が積極的に取り組まれることになりました。また、本県でも、この4月から第5次産業廃棄物処理計画(平成4年～8年度)がスタートしておりまして、これにより資源化、減量化、再生利用を推進してリサイクル社会の構築を図って参りたいと考えております。

更に、大気汚染、水質汚濁防止等総合的な環境保全対策を推進することにより、快適な環境の確保、やすらぎや潤いを感じさせるような環境づくりを目指して参りたいと考えておりますので、皆様方には一層のご支援を賜りますようお願いする次第であります。

おわりに、貴協会が産業廃棄物の適正処理を通じて今後とも環境保全に多大な貢献をされることを期待するとともに、益々ご発展されることを祈念して就任の挨拶とさせていただきます。

特報

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

いよいよ廃棄物処理法に関する政省令が施行されます。私たち廃棄物を取扱う業者にとっては、まさに待ちに待った施行です。産廃あいちでは、法律施行に伴う関係政令の整備に関する政令案を入手、協会会員の皆様にお知らせすることができました。政令案の要綱についてここにご紹介いたします。

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正

一 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の定義

1 特別管理一般廃棄物として、PCBを使用する部品、ごみ処理施設において発生するばいじん、病院等から発生する感染性廃棄物を定めること。(第一条関係)

2 特別管理産業廃棄物として、廃油(燃えにくいものを除く)、腐食性を有する廃酸・廃アルカリ、廃PCB等、PCB汚染物、廃石棉等、病院等から発生する感染性廃棄物、金属等を含む産業廃棄物等を定めること。(第二条の二関係)

二 一般廃棄物の収集、運搬、処分等に関する事項

1 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準を、収集又は運搬の基準と処分等の基準に区分して規定するとともに、一般廃棄物の収集、運搬又は処分等に当たっての積替え等の基準を定めること。(第三条関係)

2 市町村が一般廃棄物の収集、運搬、処分等を市町村以外の者に委託する場合の基準に、処分等の場所が他の市町村の区域内であるときは、処分等の場所等を他の市町村に対し通知する等必要な措置を講じること等を加えること。(第四条関係)

三 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等に関

する事項

- 1 特別管理一般廃棄物が新たに指定されたことに伴い、特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分等に当たっての基準を、積替え、保管等の基準を含め定めること。(第四条の二関係)
- 2 特別管理一般廃棄物が新たに指定されたことに伴い、市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分等を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めること。(第四条の三関係)

四 一般廃棄物処理業に関する事項

- 1 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可の更新期間をそれぞれ一年とすること。(第四条の四及び第四条の七関係)
- 2 違反した場合に許可の欠格事由となる生活環境の保全を目的とする法令を定めること。(第四条の五関係)
- 3 許可の欠格事由の対象となる使用人の範囲を定めること。(第四条の六関係)

五 産業廃棄物の収集、運搬、処分等に関する事項

- 1 産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準を、収集又は運搬の基準と処分等の基準に区分して規定するとともに、産業廃棄物の収集、運搬又は処分等に当たっての積替え又は保管等の基準を定めること。(第六条関係)
- 2 産業廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準に、委託契約を書面により行い、当該書面に産業廃棄物の種類及び数量、運搬の最終目的地の所在地等についての条項が含まれていること等を加えること。(第六条の二関係)

六 産業廃棄物について帳簿を備えることを要する事業者は、産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者とすること。(第六条の三関係)

七 特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等に関する事項

- 1 特別管理産業廃棄物が新たに指定されたことに伴い、特別管理産業廃棄物の収集、運搬又

は処分等に当たっての基準を、積替え、保管等の基準を含め定めること。(第六条の四関係)

2 特別管理産業廃棄物が新たに指定されたことに伴い、特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分等を他人に委託できる場合の基準を定めること。(第六条の五関係)

八 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に関する事項

1 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新期間をそれぞれ五年とすること。(第六条の六、第六条の七、第六条の九及び第六条の十関係)

2 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等を他人に委託できる場合の基準を定めること。(第六条の八関係)

3 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が事業者から委託を受けた特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等を他人に委託できる場合の基準を定めること。(第六条の十一関係)

九 産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物の焼却施設であって、一日当たりの処理能力が五トンを超えるものを追加すること。(第七条関係)

十 廃棄物処理センターに関する事項

1 市町村の委託を受けて建設する水面埋立による一般廃棄物の最終処分場に係る財産の管理及び処分に関し必要な規定を整備すること。

十二 技術管理者を置くことを要する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の範囲を拡大すること。(第二十条関係)

十三 不法投棄した場合に重い罰則が適用される産業廃棄物として、廃油、廃酸及び廃アルカリを定めること。(第二十二条関係)

第二 地方税法施行令その他関係政令の規定の整備
地方税法施行令、地方公共団体手数料令その他の政令について、所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 この政令は、平成四年七月四日から施行すること。

二 この政令の施行に伴い必要な経過措置を設けること。



最終処分業者座談会



環境問題、廃棄物問題はマスコミ誌上でも盛んに取り上げられ、廃棄物に対する一般市民の関心は日増しに高まっています。『廃棄物処理法』の改正、政省令の施行により、今後産廃業界はどのような道のりを辿るのか。各地で起こる最終処分場建設反対運動、多発する不法投棄、処理コストの高騰などわれわれ産廃業者を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

そこで、最終処分業を営まれる当協会員の方々にお集りいただき、『最終処分場を考える』と題し産業廃棄物処理の現状と今後の展望について、大いに語っていただきました。

出席者

相木 邦昭／大府衛生(株)	加山 昌弘／加山興業(株)	宮川 辰夫／宮川興業(株)
今村 堅三／(株)シミズ	所 仁司／(株)アイギ	山本 金一／(株)山本建材
加藤 正人／(株)三栄組	中野 弘／(株)東伸サービス	宇津野清彦／広報編集委員長
		安井 孝／専務理事(司会)

安全管理を常に念頭に置いて

——まず、ご出席の皆さんが運営していられる最終処分場の事業規模、また過去において起こった問題などをお話いただきたいと思います。



所 仁司／(株)アイギ

所 株式会社アイギは、昭和57年に埋立処分をはじめ、現在、安定型処分場を所有しています。当社が以前、最終処分場を開設するにあたり起こった問題についてお話をします。処分場を開設する当該土地の町内会は承諾書を出していただいたのですが、一事業者が判を押してくれないことがありました。この処分場開設には行政もバックアップしていただき、県の指導に従って污水处理施設もつけ、水質問題にも対策を講じたにも係らず判を押していただけない。最終的に県当局の熱心な説得があり、やっと承諾をもらったというエピソードがありました。

私は以前から安定型も污水处理施設を設置すべきだと盛んに言っていたのですが、この事実をみても、管理運営の主要問題は污水处理施設の充実化にあると痛感しました。いまでは順調に処分場運営を行っています。

もう一つの問題点は、県外から廃棄物を受け入れなければ経営が成り立っていかないという状況になりつつあるということでしょうね。

相木 当社の事業内容は、一般廃棄物・産業廃棄物処理を主力として下水道、ビル、貯水槽等の清掃、土木関係の排水路の浚渫、道路清掃を行っています。

廃棄物処理における今後の問題として、有機性廃棄物が大きくクローズアップされてくると思い



相木 邦昭／大府衛生(株)

ます。また、下水道等の清掃において排出されるものも、昔は土砂として処理していたのが、法律が厳しくなるとともに産業廃棄物の汚いとして処分しなければならなくなりました。一般残土や建設廃材についても、つ

いこの間まではどこでも処分できたのに、いまでは処分場の確保も難しくなってきたのが現状です。

いま廃棄物が社会問題となっていますが、中間処理できるものはできるだけ処理し、埋立一辺倒で業を営むのではなく、焼却なら焼却処理をして埋立量の減量化を図らねばいけない時期にきていると思います。

宮川 当社も安定型処分場には遮水シートをつけて、管理型同様の設備をするべきだと思います。安定型・管理型の両処分場を持ち、収集・運搬、中間処理、最終処分を行っています。最終処分場経営の問題点としては、埋立完了後に収益がなくなっても水がきれいになるまで管理する必要があります。また、最終処分場は特定施設になっていますが、この土地に対する税金の問題、土地の償却ができないわけです。仮りに2億円で土地を買ったとしても、税金分を入れると10億円の利益を捻出しなければいけない。これは非常に経営の負担がかかる。もし、土地の償却を認めていただければ、2億円の土地は2億円の利益を出せばよいわけです。土地があるがために、跡地の処理施設のために10億円をかけないと結果として2億円の処分場が使えないという状況。実際、自治体が第3セクター方式でおやりになった場合、恐らくいまの問題は経費として処理される



宮川 辰夫／宮川興業(株)

のではないのでしょうか。このような現実のなかで、私どもは土地を開拓し、税金の対処をしながら経営をしていかなければならない。競争面、信用度においても県と争っても話にならないわけです。ここに大きな問題があると思います。少なくとも土地に対する所得を、回収費として償却も含めて損金扱いとして認めていただきたいですね。

——跡地問題も地元住民説得の大きなネックになっていますね。

今村 私は最終処分場の現場の監督管理の観点からお話をさせていただきます。当社は常滑市において足かけ6年、最終処分場を営んでいます。やはり最終処分場開設にあたり、一番のネックになるのが地元住民の説得です。昼夜、日曜に関係なく、住民の立場に立った説得を行い、お祭りや老人会などあらゆる行事に飛び込んで、いっしょに輪になってお願いしてきた結果がいまのシミズを成り立たせていると思います。現在、当処分場に持ち込まれる廃棄物の総量は本当に多く、いまは時間制限を導入し受け入れ量をとにかく押える方向でやっている次第です。ですから現場サイドでは、中間処理が実は全くなされていないのではないか、という意見もあるほどです。できるだけ廃棄物を圧縮していただき、少しでも量を減らしてから持ち込んでいただくよう皆さんのご協力をお願いしているのが現状です。

また、大規模な最終処分場の開設もいま計画しており、同意まであと一歩の段階になっています。

加藤 当社は大手自動車メーカーのグループ5社から排出される廃棄物を、収集・運搬から最終処分まで手掛けております。処分場の中には焼却炉や中間処理施設も備え、処理を行っています。

当社の特徴は遮断型処分場といいまして、有害



加藤 正人／(株)三栄組

物質関係の処理や固化ができるのですが、これも20年前から運営していますので、だんだん敷地がなくなってきており困っている次第です。

現在、新たにいまの1.5倍の処分場を建設し、需要に対処していく予定です。

中野 当社の場合、ガソリンスタンドの含有汚でい処理をスタートにだんだん廃プラ等を取扱うようになり、いまに至っているわけです。現在、公害防止装置をつけた1時間1.5tの処理能力を持つ焼却炉8基を所有していますが、まだまだ事業として利益につながる段階ではなく、難しいところですね。ネックとなるのは能力面、本格的にやるのであれば1時間あたり20t～30tの規模でないとい。しかし、能力があればなんでも焼却すればよいという考え方はもう古いと思います。

そんな中で当社が取り組んでいるのが、廃棄物を密封したものを一般管理しながら処理するというハーマシール工法です。最終処分場において一番大切となるのが、地元住民が納得し安心していただける施設を持っていなければならない、ということ。廃棄物を住民が見て納得していただける形にして、それをリサイクルしようというのがこの工法の特徴です。当社は処分場が豊富にあるわけではないので、少しでもリサイクルを行うよう心掛けてます。

山本 当社は建築材料の販売を主流に業を行っております。やはり増大する建設廃材をどう処理するのか、が悩みの種です。最終処分場は2カ所持っていますが、自社排出の廃棄物を取扱うだけ



中野 弘／(株)東伸サービス



今村 堅三／(株)シミズ



山本 金一／(株)山本建材

で運営しています。運営にあたっては、地域住民の皆さんの同意がいただけるような施設づくりを常に心掛けています。

先日、建設廃材はいかに処理すべきか、を勉強しに関東の某所へ行ってきました。そこは500坪程の山の傾斜地を利用して建てられた建設廃材の完全処理プラントがあり、持ち込まれる建設廃材を特殊なクラッシャーを使用して全て砂状にし、それをコンクリートのリサイクル材料に活用するというものだったのです。びっくりしましたね。捨てるものがなにもないんです。しかし、私どもがこれを同じように導入しようとしても、現在の愛知県の建設廃材の処理単価ではどうてい採算が合わない。第3セクターの単価程度まで引き上げられれば、なんとか採算ベースに乗るのではないかと感じながら、残念な思いのまま帰ってきました。この処理単価の低さをなんとか改善しないといけませんね。

加山 当社は安定型、管理型ともに処分場を持っていますが、ほぼ埋立終了している段階です。一昨年あたりから中間処理に取り組んでまいりました。

ところで、先程も所さんがおっしゃられたように、県外の廃棄物を受け入れないと経営が成り立たなくなる、という問題がありますね。なぜ、隣の静岡県から廃棄物を持ってくるのか、という話になると結論として、愛知県の最終処分費が安すぎるからだと言えざるを得ない。愛知県の中間処理のコストが合わないのも最終処分費の低単価



加山 昌弘／加山興業(株)

が影響している。建設廃材のお話も出ましたが、一体どうしてこのような状況になってしまったのか、今後皆さんといっしょに検討していく大きな課題だと思います。

当社も40年間、最終処分場を営んできましたが、本当の話、いままでの処理方法、価格体系を考えてみるとどこの処分場も安心してそこで寝られるようなレベルの最終処分場はひとつもないのではないかと。まだまだ発展途上の業界です。だから、もっともっと最終処分場の真の在り方を考えていかねばならないな、というのが私の実感です。

——みなさん、どうもありがとうございました。では、次に昨年暮れ頃から三河地区において不適正処理事件が頻発したわけですが、この原因は一体どこにあると思われますか。また、その防止策についてご意見をお聞かせください。

宮川 私はまず罰則が甘いと思いますね。罰金を払えば事は済むという体制に問題がある。いったん罰則を受けた業者は、最終的に破産宣告をして逃げてしまえばよい、という考えを持っているのではないかと。また、法律や政省令にも問題があると思います。同意さえ取れば、廃棄物に対する知識もなければ、埋立に関する技術もない者にも許可を与えてしまうことですね。同意のデメリットがここに如実に出ています。さらに、処理料金さえ安ければよい、という排出事業所側の姿勢にも問題があると思います。

これくらいは絶対に必要だ、という処理コストの統一した認識がなく、水処理費や埋立処分費、土地代プラス運搬費等の料金ガイドラインを至急設定すべきだと思います。処理料金が安い＝悪いということに気がつかないといけません。そして、マスコミも廃棄物、産廃に対する理解をもってほ



宇津野清彦／広報編集委員長



しい。きちんと運営している最終処分場業者のことも報道してほしい。不法投棄ばかり取り上げることは、これも最終処分場不足につながる一因だと思います。

結局のところ、これは最終処分業者だけでなくむしろ周辺の対応が甘かったから起こった事件ではないでしょうか。

加山 この問題は、廃棄物を併わせ産廃という形で処理を受け入れたところにあると思います。例えば第3セクターの南5区の場合、中空の状態ではなく15cm以下で搬入しないと処理ができません。われわれ最終処分場を営んでいる業者が、それを基本に守っていく場合、当然相応のコストがかかるわけです。しかし、その費用をいただけないのであれば、これはもう適正な処理は難しい、と。どうせ埋めるのだからいいじゃないか、儲ければそれでいい、ということになりかねない。今回の事件はこの認識が起きたとも言えると思います。やはり抜本的に適正処理の方向づけをしていくことが大切でしょうね。

最終処分場の開設も同意さえ取ればよい、という形で物事が進んでいるわけですが、行政の対応、保健所の対応が法律とはそういうものだという認識があるような気がします。ですから、われわれ協会がこういう形はどうか、という案や指針等を県や同業者に示していくことも考えてもいいのではないかと。もちろん、排出事業者も取り込んだ上で、企業の処理責任を明確化しながら最終処分場を営んでいく方向性をつくっていくことを熟慮しながらですが。

——今回のように不祥事件が起きると、地元住民の理解、協力が得られにくくなっていきます。ですから、協会もこの問題を十二分に認識し対応していく必要がありますね。

所 私は行政の指導にも問題があると思います。まずは、法令にないことを業者に要求していることです。住民の承諾書を取れ、運搬道路周辺住民の承諾書を取れ等、そんなことは行政がどっしりかまえて、責任を取りますから安心してください、というくらいの指導力を持ってほしいと思います。最終処分場なんかできるはずですよ。また、厚生省の処分場に対する考え方に『迷惑施設』という考え方があるのではないのでしょうか。行政がいまいった考え方から脱却しない限り、いつまでたっても『安かろう、悪かろう』という悪循環が起こればと思います。

利用できる土地に廃棄物を埋め、その土地そのものを再利用できるようにするのが最終処分業だと考えています。

ですから、悪い業者は罰則を強化して、どんどん切っていけばよい。そのあたりを行政にしっかりと認識していただきたいですね。



安井 孝／専務理事(司会)

——昨年、愛知県が出した産業廃棄物指導要綱の中に事前協議制が新たに設けられています。市町村の意見を事前に聴取し、その上で県が開設の是非

を判断するという制度が出てきました。県の指導自体も非常に地元の意向を重視していると思います。業界としてもますます新しい処分場の確保が困難になっていくのではないかと思います。

所 やはり、県がもっと強く指導的な立場に立っていただければ地元の説得は必ずできる。われわれはけっして悪いことをしているわけではない、むしろ跡地を有効利用しているわけです。

——その通りですね。

中野 ある業者さんの話なんですが、処分場を確保しようとお願いをし回り、ある住民から良い感触を得たんですが、それから3日経ても判を押していただけない。それは何故か。廃棄物の廃の字も知らない人たちによって入れ知恵をされたからなんです。1人でも判を押さなければ許可が得られないということを教えて、住民をあおる。これが現状だと思います。こんな事がものすごく多いですよ。

当社の場合ですと、隣地で毎日黒い煙を上げている業者がいます。雨が降れば煙が上がる、夜になれば煙が上がる。昼間にドッサリ廃棄物を積んでおき、朝には灰になっている。道路の傍らで焼却するのでとてもかなわない。地元では大騒ぎをしているがちっとも意に

介さない。注意してもやる人はやるんだ。保健所が注意喚起しても、関知せずという態度だ。

徹底して指導してもらわないと、真剣に前向きに取り組んでいる業者にしてみるとやりきれない。町に対してもかなり苦情がきているらしいが、なかなか解決しない。



加山 いま中野さんがおっしゃられたような事はいっぱいあるんです。例えば建設廃材であれば、200坪~300坪の土地に穴をあけて、そこになんの処理もせずそのまま捨てる業者がいる。やはり、建設廃材の最終処分場で

処分をしなければ、全体のバランスが取れない。このような不法投棄の防止には、当協会で公害防止パトロールを組織し、情報が入りしだいパトロールに出るといふ業界の自浄防衛活動が必要だと思っていますね。

廃棄物処理業者による廃棄物処理団地の開設を

——続きまして、第3セクターの開設とその影響について議論していただきたいと思います。この4月から南5区が本格的に受け入れを開始したわけですが、予測よりも低調であるとのこと。その影響の程はいかがでしょうか。

宮川 当社でははっきりと影響が出ています。有機汚では南5区で取っていただけますのでよいのですが、無機汚で、焼却灰等は影響がありました。1㎡6000円くらいの埋立処分料でやられたのでは私どもとしてはいい仕事ができない。また、県と信用度を比較されたら、同じ処理条件でも県の方へ行ってしまう。PPPの原則があるので排出企業も当然最終処分責任があるわけです。これでは若干料金が高くても県の方に行くと思う。県がおやりになると、たとえ4000円でも5000円でも処理はできるはず。最終的な仕上げ土地を坪当たり10万円で仕上げて買い上げるか、20万円にするかが違ってただけで調整はできるのですから。私どもが埋立て終了した土地を、廃棄物を投棄していない土地と同じ条件でもし売ったとしたら、詐欺で逮捕されてしまいます。

最終処分業者としては非常に危機感を感じています。現実に県と太刀打ちしてやっていくわけにはいきません。倒産の危機もあると思う。収集・運搬業者の方にしても、排出企業に対して主導権を握っていたのが、今度はまったく逆になっている。これから収集・運搬料金を下げてほしいといわれても拒否できなくなるのではないかと。結局、自治体関与の処分場がこのような形で運営されていますと、我々は倒産の危険が増大するとともに経営悪化につながり、いい処理ができなくなる。跡地管理も含めて、果たしてやっていけるのか不安ですね。



——現実にそうになっていくのでしょうか。
一同 なりますね。

宮川 現実にもし南5区がこのまま受け入れ量が低調だった場合、料金の見直しもあるのではないのでしょうか。10年間で埋立を完了するという大原則があるのですから。豊田加茂の場合はそうではないと思いますが。また、平成8年には衣浦が受け入れを開始します。これは南5区よりも大きい。それから東三河でも用地を確保して準備している等、状況は厳しいと思います。



われわれはまがりなりにも廃掃法が施行されてから20年間、大半の産業廃棄物の最終処分を行ってきました。この実績をどう評価していただけるのでしょうか。最終処分場業者の市場が大々的に

県にとって変わられるわけです。これは大変な影響であると言わざるを得ません。

所 先日、民間企業に対する県の説明会があり、そこで県内の方面ごとに第3セクター方式を採用し万全を期したい、という発言がありました。

その時に、これが県の真意なんだな、と思いました。ですから、われわれが他県から廃棄物を受け入れても仕方がない。おそらく、そうになっていくと思いますね。

宮川 所さんのおっしゃられる通りだと思っています。いま県が計画している管理型処分場の全てが稼働した場合、全体で2000万㎡にもなる。われわれの処分場を全て合わせても、これでは話にならない程規模が大きいわけです。



山本 確かに一理ありますね。

中野 料金体系を押えられてしまったという事が大きいですね。上限が決まったようなものです。

所 法律の主旨からいえますと、結局もう民間企業ではそう大したことができないだろうから、行政が肩がわりしましょう、ということが出てきたのがこの第3セクターです。もちろん、愛知だけの話ではありませんが。この事態に協会がどう対応していくのか、ということに真剣に取り組まないと取り残されてしまいます。

相木 方向としては、この協会の会員が入って、例えば神戸のように廃棄物処理業者ばかり集まった共同有地をつくり、そこで中間処理や最終処分のできる処理団地を開設したケース等をもっと勉強していく必要があると思います。

——そうですね。それが廃棄物処理法の改正とタイアップして制定された産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律にも関係してくると思います。いわゆる業界の振興策としての新しい指針ですね。これについてご意見は…。

相木 この特定施設の整備の促進に関する法律ですが、用地は当然工業地域でないとできない。われわれ業者がこの用地を確保しようと思っても無理ではないか。ですから、実現のためにも県に積極的にバックアップしていただきたいですね。

宮川 この法律は、最終処分場をメインに、中間処理施設、集会場や体育館、道路へのアクセスさらに公園等を完備した廃棄物団地を各県に設置しなさいと奨励する法律ですね。受け入れる市町村も大変メリットがある、と。しかし、業者レベルでは到底実現することは無理です。

われわれ業者を育成していこうということについての補足がないのが残念です。例えば、この廃棄物処理団地の受け入れ窓口を、いままで中間処理、最終処分に携わってきた人たちに限定していただき直納権を持たせてほしいですね。われわれがもし最終処分の仕事がなくなっても、その直納権で生き残りが図れるように。実績を重んじていただきたい。業者として、協会として、そのあたりのことを申し入れていただけるとありがたいな、と思います。

加山 産業を動脈と静脈に分けた場合、動脈産業側には事業法がありますが、われわれ静脈産業側にはいわば持ち込み権に変わる事業法がないわけです。これを確立していかないと生き残りが図れなくなるのではないのでしょうか。

この協会ができた時に皆さんが期待されたのは、協会に廃棄物を持ち込めば処理ができる、ということだと思います。例えば、中間処理は協会が名古屋市内に施設を設置できれば、そこで破碎、焼却したものについては県の処分場に入れることが

できるわけです。その意味での共業化が必要ではないか。私の入っている青年部会でもそうですが、方向性を持った協会が望まれています。いまやれるとしたら、中間処理場しかない。採算性の問題がありますが。

中野 採算が合わないからといって、できませんではもう通らないところにきていると思います。私はこの愛知県はまだ余裕があると感じますね。長野県の場合ですが、土地を確保し、地元住民も承諾、その下の住民にも承諾をいただき処分場建設に取りかかった時、三つ下の住民が建設拒否を行い建設は暗礁に乗り上げてしまったことがありました。なにがいけないのかというと、一滴も水を流さない処分場にしてくれという要望が出たからです。結局、出てくる排水を全て焼却し蒸発させるという契約で進んでいるということです。

不法投棄をしている業者も自由にやれるという状況の愛知県はまだ条件が良すぎるかもしれませんね。

相木 県の融資の問題ですが、資金面でみていくと今度の場合、該当する企業がないのではないのでしょうか。第3セクターだと何百億円の処分場ができて、民間企業がつくると3000万円まで。もう少し考慮していただいてもいいのでは。形式的な融資ではなく、実際に処分場を開設できるような援助をお願いしたいですね。

——では今後の産廃のあり方についてのご意見をお聞かせください。

宮川 先程、加山さんがおっしゃられたように、共業化というのが一時的な過渡期として必要だろうし、うまくいけばそれを伸ばすことが大切だと思います。そして、その中に行政をどのように取り込んでいくか。やはり、われわれが一致団結して協力を乞うしかないと思います。



加山 それしかないと思います。宮川さんが心配されているような、県がなにもかも行ってしまう方向は阻止する意味も含めて是非とも共業化の流れをつくっていききたい

ですね。小さな業者でも集まればある程度のことはできるはずですよ。

中野 この協会が組織をいかに強化してがんばっていけるか、に将来がかかっていると思います。このまま手をこまねいているだけでは、先行き暗いだけですからね。

山本 このままでは協会としての意味がなくなっていくような気がする。企業活動である以上、利益を上げないといけない。協会の力でひとつやってみよう、と。みんなで資金を出し合って協会員が入れる施設をつくりたい。

——最後になりましたが、総括してひとことずつどうぞ。

加山 産廃を最終処分場だけにとらわれるのではなく、研究事業にもトライしていき、いろいろな意味で共業を行っていききたいですね。

山本 セットアップ協会があるのですから、目的を持って、それを達成される共同事業としてこの協会を考え、行政と手を取り合いながら進んでいきたい。

中野 業界が生き残るために、前向きにみんなで業に取り組むしかないと思います。業界そのものが力を持つことも先決ですね。

宇津野 産業廃棄物の適正処理に向けて、協会の協調性を高めていければ、と思います。

所 もう一度協会の組織を見直し強化してほしい。とくに適正処理委員会の組織を拡大強化する方向に持っていくべきだと思います。

相木 産廃も種類をしっかりと選択し収集できる体制に持っていき、最終処分するものを少しでも減らしていきたい。協会員が互いに協力し合っていける方向に進んでいきたいですね。

宮川 優良業者の表彰化を図り県の援助が受けやすくすること、最終処分場に対する税法改正を働きかけていくこと、県関与の処理施設受け入れには直納業者をつくらせていただくことを達成したいですね。協会としては、いろいろな専門委員会を設置していただきたいと思っています。

今村 不法投棄の問題について、協会の指導・監視を強化していただけたらと思います。

加藤 20年間時流に乗って業を営んできたわけですが、現在は業界が曲がり角にきていると思います。これからは生き残りの時代、廃棄物処理一本で生きていくのか、リサイクルで生きていくのか。協会を通して情報交換をしながら、独自のノウハウを結集し実力で勝負していくしかないでしょうね。

——どうもありがとうございました。皆さんのお話を聞いていると業界が変革期にきているという危機感がひしひしと感じられました。協会も皆さんのお役に立てるよう、ともに歩んでいきたいと思っています。廃棄物処理業は公共性の強い仕事です。今後ともいっそうがんばっていただきたいと思っています。本日は長時間どうもありがとうございました。

平成4年度 産業廃棄物関連対策予算と施策の概要

愛知県環境部

1. はじめに

愛知県は、平成4年度の予算を①心豊かな愛知②のびゆく愛知③快適な愛知を目標として編成しました。

廃棄物処理対策は、「快適な愛知」のなかの環境対策として位置付けて事業化を図っております。

特に、産業廃棄物については、近年の経済の進展により量的増大と質的多様化のため、ますます適正処理が重要となってきたことや地球環境資源の保護、地球環境の保全という観点から地球環境問題への取組みが必要であることなどの社会情勢の変化、あるいは、改正「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨等を勘案し、かつ、これまでの施策を一層推進することとして事業を展開しております。

2. 主な予算と施策

本年度の主な事業は、次のとおりです。

(1)産業廃棄物規制指導費 55,215千円

ア 産業廃棄物適正処理推進事業

①最近、産業廃棄物の不適正な処理により、最終処分場の設置者と地域住民の間でトラブルを起こし、社会問題化している事例もみられることから、本庁に配備しているパトロール車や諸機材を駆使して、適正処理を目指し、迅速かつ的確な監視に努める。

②平成3年4月1日から施行している「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、事業者、処理業者等の責務の徹底と最終処分場等の適正な立地、構造、維持管理の遵守の指導を図る。

③有害産業廃棄物排出事業所に対してマニフェストの動向調査を実施し、有害産業廃棄物の発生から処分までの流れを的確に把握して事業者が適正に管理できるよう指導する。

④産業廃棄物の資源化、再生利用を促進し、有

効利用を図るため、愛知県内のみならず他府県の情報も掲載した情報誌を発行するなど、産業廃棄物広域交換制度の円滑な運用に努めるとともに、適正処理の普及啓発に努める。

イ 産業廃棄物規制指導

①法に基づく立入検査を実施するとともに、法又は愛知県公害防止条例に基づく報告聴取事務を行うなど法又は条例の円滑な施行を図る。

②産業廃棄物に係る苦情等に迅速かつ適切に対応する。

③特別管理産業廃棄物排出事業場に対する立入検査を実施し、適正処理の監視指導を強化する。

④埋立終了後の最終処分場が安定化して閉鎖するまでの間の安定化の進捗状況の把握、確認検査等を含む維持管理の指導や適正な土地利用についての監視・指導を行う。

⑤改正法施行に伴う説明会を処理業者、事業者等に行い、改正法の周知徹底を図る。

ウ 産業廃棄物処理業等許可申請指導

①産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る審査や現地調査等を実施し、許可制度の厳正な運用を図る。

②再生利用個別指定の審査や現地調査等を実施する。

エ 産業廃棄物重点監察

有害産業廃棄物を常時排出する事業場、大量産業廃棄物を発生する事業場及び大規模な埋立処分場等を対象として重点的に立入検査を実施し、生活環境に重大な影響のおそれを未然に防止する。

オ 広域処分場等調査指導

産業廃棄物処分場用地確保難を勘案し、公共関与による処分場整備を図ることとし、愛知県も出えん等している第三セクター方式による（愛知臨海環境整備センターの埋立事業が円滑に推進されるよう指導を行うとともに、他地域における広域処分場の整備についても調査研究を行っていく。

カ 有害性産業廃棄物管理対策調査

産業廃棄物の保管時に事故の発生もみられることから、法に定められた毒性を有する有害物質以外の有害性を含めた産業廃棄物について、その性状を調査し、今後の有害性産業廃棄物の保管・運搬時の事故防止等の管理対策に資するとともに、県民の生活環境の保全を図る。

キ 産業廃棄物基本システム開発（産業廃棄物処理業者登録管理システム開発）

①産業廃棄物処理業者に関する情報を迅速かつ正確に把握することにより、処理業者の信頼性を確保するとともに、産業廃棄物の適正な処理・処分に資する。

②改正法の内容（処理業者の区分の細分化や許可要件の拡充強化等）に即応した申請事項を審査等できるデータベース化及び処理業者の検索システムのソフト設計、データファイル化並びにパソコン整備による本庁と出先機関（全保健所）の間のオンライン化を行う。

ク 建設廃棄物減量化・再利用推進

県下で最も排出量の多い建設廃材を含む建設廃棄物については、不適正処理事例もみられることから、適正処理を推進するため、単に埋立処分する観点ばかりでなく、減量化・再利用の方策の確立を図るため、

①学識経験者、処理業者、建設業界、行政で構成する検討会を設置して「今後の建設廃棄物の減量化・再利用対策の在り方」を検討する。

②建設業者、処理業者、行政などが一同に会し、基調講演、事例発表、研究発表等を行うシンポジウムを開催し、啓蒙・啓発活動を行う。

③建設廃棄物の排出、減量化・再利用に対する建設企業の取り組み状況等の実態調査を行い、この結果に基づき、事業者の適正処理の確保を図る。

(2)産業廃棄物処理計画推進費 1,342千円

①平成4年4月に策定した第5次産業廃棄物処理計画の趣旨、内容を処理業者、事業者、市町村職員等に説明会を開催し、周知徹底することにより、産業廃棄物の適正処理、資源化・再生利用・減量化を推進する。

②製造業関係に対して処理計画の推進状況調査

を実施し、同業界の適正処理、減量化・再生利用の現状・課題等を把握し、情報交換や具体的指導に資する。

(3)名古屋港南5区環境整備事業費負担金 737,810千円

名古屋港南5区において、名古屋港管理組合が実施している公有水面埋立事業について、公共性の高い緑地及び人工海浜等の建設費の一部を昭和63年度から平成15年度にかけて負担する。

(4)財産業廃棄物処理事業振興財団（仮称） 出えん金 10,000千円

改正法を契機に、国が新たな方策として、平成4年度に産業廃棄物の処理施設の整備の促進と健全な業者の育成を目的として財団を設立することとしていることから、当該財団の造成する基金に拠出する。

(5)豊田環境保全センター跡地管理費 33,884千円

県の直営方式による産業廃棄物最終処分場（豊田環境保全センター）の埋立終了後の跡地からの浸出液の処理、処理施設の維持管理、放流水等の試験検査を行い、跡地の適正な管理に努める。

3. おわりに

愛知県では、産業廃棄物処理全般にわたる第5次産業廃棄物処理計画を策定したところであります。この計画を推進するため、

①減量化、資源化及び再生利用の推進②管理体制の整備と適正処理の確保③廃棄物処理施設の整備④広域的対応と適切な公共関与⑤普及・啓発

を計画の方針としてまとめ、今後、これに従って各種施策を展開していくこととしております。

そして、廃棄物を含めた総合的な環境汚染の防止を推進するとともに、リサイクル社会の構築をめざして、行政、事業者、処理業者、県民が一体となって産業廃棄物の適正処理を推進していきたいと考えております。

今後とも、貴協会のご協力をお願いいたします。

平成4年度 名古屋市の産業廃棄物関連予算と施策

名古屋市の本年度予算は、昨年度来、重要課題として取り組んできた「ごみ」「駐車」「住宅」の三大施策を、本年も引き続き積極的に押し進めるとともに、「花、水、緑を生かす」等に配慮を加えながら、福祉の充実や社会基盤を整備することによって、「21世紀を見据えた風格あるまちづくり」をめざしている。

廃棄物関連では、各種事業のうち、粗大ごみの各戸収集の試行やごみ処理手数料の値上げ、多量排出事業所に「ごみ減量化計画」の作成を義務づける等、ごみの総量を減らすための新たな施策のほか、清掃工場の新設に着手する等の施設の整備に取り組むことが、本年度の特徴となっている。

さて、産業廃棄物処理の指導に要する事務経費

の予算は、約1,940万円であるが、施策としては、改正法の施行に伴い、その普及、徹底をはかること、並びに、平成3年4月に策定した第2次名古屋市産業廃棄物処理指導計画に基づき、排出事業者及び処理業者に対して、産業廃棄物の適正処理及び減量化・資源化について指導監督を更に強化していくこととしている。

また、本年5月に成立した産業廃棄物処理施設の整備促進法に基づき設立される産業廃棄物処理事業振興財団は、優良な産業廃棄物処理業者の施設整備を支援し、業者への信頼の向上も目的としており、本市も当該財団の造成する基金に拠出することになっている。

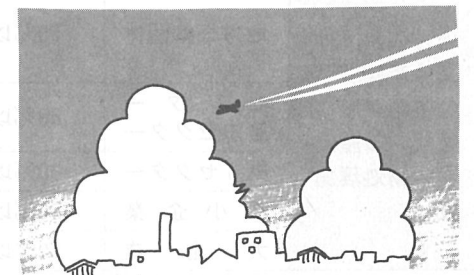
本市の具体的施策は、次のとおりである。

	指導重点施策	具体的内容
適正処理の確保	適正処理に向けての啓発	改正法施行にともない、印刷物の発行、講習会を実施し、周知徹底を図る。また、適正処理に向けて、啓発ポスターを作成、配布する。
	監視・指導の強化	立入検査、報告の徴収、各種調査及び産業廃棄物の分析等を行い、環境の保全に努める。また、これらの強化のため情報管理システムを拡充する。
	管理体制整備の指導	産業廃棄物の適正処理のために処理責任者等の設置を排出事業者等に求めるとともに、処理計画の策定を指導する。
	処理体制整備の指導	排出事業者による処理施設の整備・拡充の指導を行う。また、処理を委託している場合には、マニフェスト制度の実施、委託基準の遵守等を指導する。
	共同処理施設設置の指導	経済性、技術面での利点が多い共同処理施設設置に向け、事業者の意識改革、融資制度の活用、組織作り等の指導を行う。
	処理業者の指導育成	関係機関等と協力し、処理業者を対象に研修会等を行う。
	不法投棄等不適正処理の防止施策の実施	マニフェスト制度の推進を図るとともに、事業者及び処理業者への啓発活動を実施する。
	産業廃棄物広域化処理対策についての指導・施策の推進	減量化・資源化や有害廃棄物の無害化等の中間処理の促進を指導する。圏域内で産業廃棄物を処理するための条件整備についても関係機関と協力をしていく。
	最終処分場跡地の指導	埋立を終了した処分場において、不測の事態等により周辺の土壌汚染が発生しないように、事業者及び開発行為者等に対して指導を行い、万一、土壌汚染が生じた場合の回復措置等についても関係機関と調整して行く。

	指導重点施策	具体的内容
減量化・資源化の推進	減量化・資源化に向けての啓発	減量化・資源化のための情報を収集・提供し、その重要性の啓発に努める。また、再生品の需要拡大が産業廃棄物の資源化の推進につながるため再生品の活用を促進するよう啓発を行う。更に、排出時点で、減量化・資源化あるいは廃棄物としての処理が容易な製品開発について啓発する。
	減量化・資源化計画の策定指導	事業者等に対し、減量化・資源化について一定の目標をもって実施するよう、事業活動と産業廃棄物処理の一体化及びシステム化を含む長期的な計画の策定を指導する。
	発生源での排出量の抑制指導	資源化をするための分別の徹底等事業者の意識改革に努め、再利用技術の紹介、交換制度の利用等の指導を行う。
	中間処理施設・資源化施設の整備の指導	これらの施設の整備について関係法令、技術、融資制度等の活用に係る指導、助言を行う。
	減量化・資源化のための共同体制の整備の指導	処理コストの低減や省エネルギーのメリットがある共同処理施設設置に向けての、事業者の意識改革、融資制度の活用、組織作り等について指導を行う。
	産業廃棄物交換制度の推進	情報提供の方法及び運用方法について検討し、産業廃棄物の減量化・資源化を図る施策としての、この制度がより一層活用されるように努める。

以上、本市の施策を述べたが、実施細領ともいべき「指導要綱」は、改正法の政省令にそって現在検討中である。

今後、事業者、処理業者の皆様のご協力のもとに、これらの施策を1つ1つ実施していくことが、生活環境の保全、ひいては本年度予算がめざす21世紀に向けた着実なまちづくりにつながるものと確信している。



融資制度一覧

産業廃棄物の性状及び発生量に見合った処理能力を有する処理施設が適切に配置され、その運営・管理が適正に行われることが産業廃棄物の適正処理には必要です。しかし、中間処理施設等の産業廃棄物処理施設の整備には多額の費用を投入しなければなりません。一企業が独力でこれを行うこ

とはなかなか困難であるというのが現状です。

そこで、施設整備の促進と産業廃棄物の適正処理を推進するべく愛知県、国が融資や直接貸付事業を行っています。ここでは、会員の皆様に係りの深い融資制度一覧を掲載いたしました。企業運営の参考資料としてご活用ください。

	名 称
愛知県	● 中小企業設備近代化資金(貸付—窓口・商工部商工金融課)
	● 中小企業高度化資金(省資源・省エネルギー設備リース、共同公害防止、公害防止設備リース)(貸付—窓口・商工部商工金融課)
	● 企業活性化資金(省エネルギー・再生利用促進、製品開発)(融資—窓口・商工部工業振興課)
	● 中小企業設備貸与制度(貸与等—窓口・愛知県中小企業振興公社)
	● 公害防除施設整備資金(融資、利子補給—窓口・環境部公害対策課、豊橋保健所環境保全課)
国関係	● 中小企業金融公庫の一般及び特別貸付
	● 国民金融公庫の普通及び特別貸付
	● 中小企業庁の中小企業設備近代化資金(再生利用施設は除く)
	● 公害防止事業団の産業廃棄物処理施設
	● 日本開発銀行の公害防止、資源エネルギー(排出事業者の再生利用施設のみ)
	● 中小企業事業団の公害防止設備リース、省資源・省エネルギー設備リース、特定高度化(以上排出事業者のみ)
	● 公営企業金融公庫の特利事業(処理業者のみ)

以上のように、さまざまな融資制度等があります。今号ではその中から、公害防除施設整備資金

● 公害防止事業団融資事業

この制度は、産業公害防止施設(共同・個別公害防止施設、産業廃棄物処理施設)の設置や土壌汚染防止対策事業を行われる企業、企業組合、地方公共団体などに対してその必要資金を長期低金利で融資するものです。

少額の自己資金で抜本的な公害・環境対策が実現でき、融資額の上限がないため、県等の融資制

と公害防止事業団の産業廃棄物処理施設について制度の概略をご紹介します。

度との併用が可能です。しかも、何度でも利用可。公害防止施設(この場合は中間処理施設、再生利用・資源化処理施設、最終処分場等が相当します)の附属設備や施設の設置に必要な土地も対象になります。

また、税制上の優遇措置も適用される点も大きなメリットのひとつです。

融資対象施設	融資対象者	融資比率(融資割合)	返済期間	元金の据置期間	利率 当初3年間 4年目以降
地方公共団体又は産業廃棄物処理業者の設置する産業廃棄物処理施設	地方公共団体	80%以内	機械又は装置15年以内 その他のもの20年以内	機械又は装置2年以内 その他のもの3年以内	5.15%
	センター第1セクター	80%以内	15年以内	※2年以内	5.15%
	第3セクター	80%以内	15年以内	※2年以内	5.35%
	中小企業	80%以内	15年以内	2年以内	5.35%
	大企業	50%以内	15年以内	2年以内	5.80% 5.90%

※事業団が必要と認める場合は、「3年以内」になります。

—問合せ先— 公害防止事業団業務部産業廃棄物業務課(公害防止事業団は平成4年10月1日より環境事業団に変わります)
〒100 東京都千代田区霞が関1-4-1(日土地ビル) ☎03-5251-1046(ダイヤルイン)

● 公害防除施設整備資金

この制度は、公害防止を促進し、良好な生活環境を保全するために、県が適当と認めた公害防除施設の整備及び低公害車の購入に必要な資金を借り受けられるものです。

融資を受けられた方には、借り受けられた資金に要した利子については、県から利子補給補助を行い、実質的に無利子又は極めて低利で借りられるというメリットがあります。

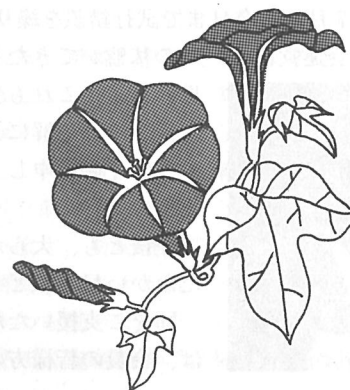
融資対象となる施設は、処理方法・能力が重要なポイントとなります。事前に県環境部公害対策課及び県豊橋保健所環境保全課にご相談ください。

融資対象施設	焼却施設等処理施設に附帯する公害防除施設
融資対象	県内に工場、事業場を有し、原則として同一事業を引き続き6か月以上営んでいる中小企業
限度額	個別 3,000万円 (但し、工場移転5,000万円) 共同(組合等に限る)6,000万円
使途	● 処理施設に附帯する公害防除施設の設置及び改善に要する経費並びに測定機器の購入に要する経費 ● 事業の用に供する低公害車の購入に要する経費(ただし、新車に限る)
期間	7年以内
利率	年4.7% (別途利子補給あり) ○ 設備(全額) ○ 低公害車(2分の1)
担保等	取扱金融機関の定めによる
期間	常時

(注) 融資の申込前に「公害防除施設整備計画」又は「低公害車購入計画」の県による認定を受けてください。

—問合せ先—

愛知県環境部公害対策課 電話(052)961-2111(代)
愛知県豊橋保健所環境保全課 電話(0532)45-6211





第2回通常総会が行われる

去る6月17日、名古屋東急ホテル『バロックの間』において午後3時より、社団法人愛知県産業廃棄物協会の第2回通常総会が、盛大に挙行されました。出席者は正会員103名、委任状提出146名、賛助会員25名。

総会は開会の挨拶にはじまり、清水善一会長の挨拶があり、引き続き議長に新美實副会長を選出し、議事の審議に入りました。

第1号議案の平成3年度事業報告、第2号議案の平成3年度収支決算報告にはじまり、第3号議案の平成4年度事業計画(案)、第4号議案の平成4年度収支補正予算(案)まで審議し、全て原案通り承認されました。

引き続き、来賓挨拶として社団法人全国産業廃棄物連合会の鈴木専務理事の挨拶があり、業界の今後とこの7月に施行される政省令について、会員にとり有益な情報を交えながらお話をいただきました。

午後4時45分、中嶋常務理事の閉会の辞により第2回通常総会は終了いたしました。

会長挨拶

昨年までは、協同組合という組合法に基づく団体活動を行ってまいりましたが、公益法人となりましてから早1年、私ども理事全員が、会員の皆様方のご希望に応え、また、ご期待に沿えるようにと努力してまいったわけでございます。

会員の皆様方に、業界のために、そして県民の皆様方の生活向上に寄与できるよう、当協会の中に企画委員会、適正処理委員会、研修指導委員会、広報編集委員会、福利厚生委員会を設置いたし、それぞれの委員会がグローバルな考えを持ち日夜努力してまいりました。

平成3年7月から今日まで試行錯誤を繰り返し、ようやく協会運営についての基盤ができたもの



と思います。これも会員の皆様方のご理解によるものと厚く御礼申し上げる次第です。

今後とも、大らかにあったかい目で私ども理事一同をご支援いただければ、会員の皆様方のさら

なるご期待に沿えるよう、任期の限り最大の努力を払う所存です。愛知県において、全国において、りっぱな協会になるように発展をさせていきたいと願うものであります。

(社)全産連 鈴木専務理事挨拶(要旨)

第2回通常総会開催おめでとうございます。

この7月に廃棄物処理法の政省令が施行され、ますます私どもの協会は大変な仕事をこなしていかなければならないわけです。ここでは政省令の内容について、分かっている範囲でお話をさせていただきます。

今度の改正法の一歩のポイントは、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物という新しい制度が導入されたということです。現行法の有害物質を含む汚では変わりませんが、それに廃酸、廃アルカリ、鉱さい、燃えがら等が加わってまいります。あるいは、感染性の廃棄物、アスベスト、引火点の低い廃油、強酸、強アルカリ、廃高圧ガス容器、廃油引水器等、いわば廃油全部が特別管理産業廃棄物になるというわけです。引火の低い廃油、PHの強い廃酸、廃アルカリについては特別管理産業廃棄物扱いになると思います。しかし、廃油、廃酸、廃アルカリを扱っていていちいち引火点やPHを測るわけにはいきませんので、取扱うとすれば特別管理産業廃棄物の許可を取得しなくてはならなくなります。

この改正法では、届け出制から許可制になります。収集・運搬、中間処理、最終処分ともに許可を取らなければならず、多くの業者がそれぞれ許可を取り直さなければならないということになります。これに対しては、来年の6月30日までの間に許可を取得するよう、1年間の経過措置がとられています。全産連は貴協会といっしょになり、この期間中にできる限り会員の方々が許可が取れるように方策を考えていくつもりです。例えば、特別管理産業廃棄物の収集・運搬の許可を取る場



合、4日間の講習が義務づけられ、その後試験を受けねばなりません。中間処理、最終処分の方たちにも6日間の講習と試験が義務づけられるようになります。

しかし、いままで業を行ってきた私ども業者に、

この許可取得に対してなんらかの特典を取っていただける方向に持っていければ、と考えている次第です。また、許可申請には財務権というものが必要になります。いわば申請する処理業者の財務諸表や納税証明書、貸借対照表の提出が義務づけられるようになると思います。

安定型処分場運営については、技術管理者の資格が必要になります。あるいは水質の定期検査を行わなければならないでしょう。そして、野焼きの禁止。今度の政令では野焼きは絶対禁止という言葉が出ており、野焼きは直ちに廃棄物処理法の違反となるわけです。保管については、保管の期間を一定期間設け、その期間の切れた廃棄物は違反になる。管理型処分場につきましては、遮水シートの基準が設けられるでしょう。遮水シートの厚みや強度、その周りに土をどの程度盛るのか等が出てくると思います。

また、講習については廃棄物処理振興センターが行うことになり、全産連とスクラムを組んでやっていくことになりました。特別管理産業廃棄物も振興センターで行われます。やはり、業界の基本的な見直しをする意味でも、良質な業者に許可を出し、問題を起こした悪質な業者に許可を出さないようにしたい。そういう意味でも特別管理産業廃棄物の許可を取得した業者については、これは間違いのない業者である、と。間違いを起こさない優良業者であるから、排出事業者もそういう業者に出していただきたい、という方向に持っていきたいと考えています。

平成3年度事業報告

平成3年度は、長期にわたった日本経済の好景気も下降局面に入り、今後の行方に予断を許さない情勢を迎えています。依然として活発な産業活動に伴い国の経済成長と相俟って産業廃棄物の排出量は増加の一途をたどっており、また質的にも多様化が進んでいる状況であります。

一方では、産業廃棄物処理施設の設置は用地難や地域住民の理解を得られないためますます困難になってきております。

このような状況の中で、環境問題を念頭におき産業廃棄物を適正に処理し、どのように減量化、再資源化するかが、排出事業者の責務であると共に我々処理業者にとりまして大きな責務を課せられているところであります。

当協会は、公益法人として去る平成3年7月9日設立総会を行い、7月15日に愛知県知事の許可を得て発足、以来行政当局のご指導と会員各位の協力のもと事業を進めてきたところですが、特に設立初年度として、協会の基盤強化のための基礎づくりに意を注ぎ、健全な財政基盤の確立と事業運営の母体として、企画、適正処理、研修指導、広報編集、福利厚生等の5委員会を設置し、活発に事業を展開してきたところであります。

また、本年1月に当協会会員が中心となって、「愛知県産業廃棄物政治連盟」を設立し、愛知県議会議員の有志をもって結成された「愛知県廃棄物対策議員懇話会」と密接な連携を保ちつつ、産業廃棄物に係る諸問題解決のため、また業界発展を期するため発足したものであります。

以上、行政当局のご指導を始め、(社)全国産業廃棄物連合会並びに中部地域各県の業界団体との連携を保ちつつ、事業を実施した次第であります。協会会員の状況

	正 会 員	賛助会員	計
設 立 時	386	69	455
平成4年3月末	403	81	484

平成4年度事業計画(案)

社団法人愛知県産業廃棄物協会は、平成3年7月会員400余名の参加のもと公益法人としてスタートしました。

日本経済の飛躍的な進展に伴い産業廃棄物は量的に増大、質的に多様化という問題が発生、その適正処理の確保は我々に課せられた重大な責務であります。

公益法人として広く社会に貢献すべく組織の拡充強化、事業の進展に努めてきたところですが、産業廃棄物業界を取り巻く情勢は厳しいものがあり、私どもは体質の改善と資質の向上により努め、社会的地位の向上を図らなければなりません。

平成4年度事業計画については、設立総会時にすでに提案承認されたところでありますが、特に本年度は、廃掃法の改正に伴う政省令の改正もあり、一方では、第5次愛知県産業廃棄物処理計画が本年4月に策定され、今後の産業廃棄物行政が新しい局面を迎えることになり、我々業界にとって極めて重要な時期に当たります。

協会といたしましては、会員の発展に寄与すべく役職員一同努力致しますので、一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

1. 調査研究事業

1. 産業廃棄物処理状況実態調査

産業廃棄物処理業の基礎資料を得るため、収集運搬、中間処理施設、最終処分場の設置状況、規模能力等の実態調査を行う。

また、会員の事業状況等を調査し、今後の施策、検討の基礎資料とする。

2. 法令、行政情報、専門誌等からの情報収集提供事業

各種情報を収集し、必要に応じ会員の周知を図るとともに、広く県民に対しても情報提供を行う。
(1)全産連発刊の月刊総合専門誌「インダスト」を本年4月から毎月配布する。

(2)廃棄物関連記事切り抜きダイジェスト版の発刊
情報の収集、職場意識向上、ビジネスチャンスのヒントに活用できるよう業界専門紙以外の日刊

新聞(12紙)の廃棄物に関連する記事を切り抜き毎月1回ダイジェスト版にまとめ配布する。

2. 研修事業

会員の知識、知見を高めて資質の向上を図るため、各種法令講習会、技術研修会を開催するとともに、適正処理を推進するため会員を対象にモデル的な処理施設の実地視察を催し管理運営状況を学ぶ。

各種研修会実施計画

●県、市行政指導会議	5月
●厚生大臣認定新規許可講習会(収集運搬)	未定
●法令講習会	7月
●小型移動式クレーン運転技能特例講習会	7月
●労働安全・交通安全講習会	11月
●モデル処理施設実地視察	11月～12月
●経営者指導研修会	3月

3. 相談指導事業

1. 会員への相談、指導

行政機関との交流、連携を図り、産業廃棄物処理業に係わる許認可、届出等各種申請に関する事務手続き、融資に関する事項、事故防止に関する事項等の相談について、必要に応じ「相談室」を設け、会員相互の情報交換・資料等提供の場として充実を図る。

2. 排出事業者からの相談指導

排出事業者からの相談に対して、当該地区の優良な処理業者を紹介・斡旋し、適正処理の推進を図る。

4. 普及啓発事業

1. 機関誌の発行

会員の情報提供と関係機関、県民への広報として、会報「産廃あいち」を季刊発行。

2. 事業概要の発行

協会の事業内容を広く県民に周知するとともに、新規入会案内書として、未加入者に配付し会員の拡大、組織の強化を図る。

3. 産業廃棄物の有効利用に関する普及啓発情報提供事業

行政機関が実施している産業廃棄物広域交換制度の普及啓発と密接な連携をとり、産業廃棄物の有効利用についての普及啓発、情報提供を行う。

4. 広告、宣伝活動

日刊新聞等に処理委託広告、環境関連記事への協賛広告等を掲載、排出事業者、県民に対し協会の運営に理解協力を求める。

5. 優良図書の普及・斡旋

産業廃棄物の処理に関する諸法規の遵守及び周知徹底を図るため、優良図書の普及・斡旋を行う。

5. 関係行政機関等の施策協力・受託事業

1. マニフェストシステムの普及・販売事業

行政機関が行う、マニフェストシステムの普及・定着に協力するとともに、その用紙(マニフェスト伝票)の斡旋を行う。

2. 厚生大臣認定産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会、再許可講習会の開催に関し、受付、講習会運営等の受託事務。

6. 福利厚生事業

1. 中部産業廃棄物厚生年金基金の設立事業

企業の従業員に対する福利厚生事業の一環として、厚生年金基金制度を設立、さらに会員拡大強化に努める。

2. 産業廃棄物処理業従業員共済制度の運営

産業廃棄物処理業の経営体質の強化・改善を図るため、中部自家用自動車共済、生命共済グループ保険との契約促進を継続して行い、加入者の増強を図る。

3. ボウリング大会等の開催

会員、従業員を対象に厚生慰安事業として、ボウリング大会を開催し会員相互の親睦、交流を図る。

7. その他の法人の目的を達成するための事業

1. (社)全国産業廃棄物連合会、その他の関係団体との連携

産業廃棄物の広域処理の見地から、(社)全産連、その他中部圏の産業廃棄物関係団体と連携をはかり、全国レベルでの産業廃棄物に関する情報の収集に努め、広域的な組織の結束、連携を図る。

2. 本会への加入促進等、組織強化事業

未加入者に対し入会案内書を発行し、積極的に加入促進を図る。

3. 青年部会の育成

青年部会の健全な育成を図るため、助成金を支出支援する。

第2回通常総会懇親会開催

第2回通常総会終了後、会場を『ルネッサンスの間』に移し第2回通常総会懇親会が盛大に開かれました。愛知県、名古屋市の行政担当者の方々ならびに関係友好団体の代表者ら、多数のご来賓にご臨席いただき賑やかにパーティははじまりました。開会の挨拶に続き、清水善一会長が挨拶。続いてご来賓の挨拶として、新しく愛知県環境部長に就任された伊藤桂子氏、名古屋市環境事業局長 山崎忠宏氏、愛知県議会議員 高橋則行氏、名古屋市議員 佐橋典一氏、前衆議院議員 稲垣実男氏に祝辞を頂戴いたしました。また、当業界の発展に大変尽力していただいております愛知県産業廃棄物対策議員懇話会のメンバー9名の先生方が駆けつけていただき、一層会場は盛り上がりしました。そして、県政功労者である水野三四三氏に乾杯の音頭をとっていただき、懇親パーティは華々しいムードのなか三々五々に楽しい会話が

繰り広げられ、午後7時近くまで大いに盛り上がりしました。

愛知県環境部廃棄物対策監兼環境整備課長の芳村参男氏の万歳三唱でフィナーレを迎えました。最後に副会長の新美實氏の閉会の挨拶が行われ、第2回通常総会懇親会は大成功のうちに終了いたしました。



清水善一会長



愛知県環境部長／伊藤桂子氏



名古屋市環境事業局長／山崎忠宏氏



愛知県議会議員／高橋則行氏



名古屋市議員／佐橋典一氏



前衆議院議員／稲垣実男氏



愛知県産業廃棄物対策議員懇話会の皆さん



県政功労者／水野三四三氏



愛知県環境部廃棄物対策監兼環境整備課長／芳村参男氏

10年前とはすべてが激変 '92廃棄物処理展を見て



国民ひとりひとりの生活の豊かさか、環境保全か、廃棄物処理は常にこうした両局面をもっています。どちらを優先するのかといった問題ではなく、国民生活もあらゆる産業活動もこれから先、常に二人三脚で対処し、同居していかななくてはならないということです。

こうした社会的ニーズの高まりの中、去る5月11日から14日までの4日間、東京晴海の東京国際貿易センターにて、'92廃棄物処理展が開催されました。

主催は(株)日報、後援には厚生省、環境庁、通産省、東京都、廃棄物学会をはじめ、協力、協賛に

は、廃棄物の処理やリサイクル等に関する協会、団体、センターなど29団体がつき、センターの西館、新館、野外の三会場を使用し、盛大に開催されました。

主催側のニュースリリースでは、出品社は241社(共同出品企業含む)で、展示規模は合計700小間に達し、廃棄物処理展としては過去に例のない最大規模の展示会となった。

当協会では開催初日の11日と12日の2日間、情報収集をかねて展示会に出向き、会場を見て回りました。3会場を使用しての広い会場でしたが、大手メーカーの出品も数多くあり、どの出品ブース

にも大勢の人が集まり、関心の高さがうかがわれました。

今回の展示会の主旨について、主催側は、年々増大する廃棄物の量、複雑化する質、これに対応する処理技術、施設、再資源化の社会システムの遅れ、さらには深刻化した最終埋立地の確保難と、このままではやがて国民生活も破綻し、産業活動も麻痺する事態が生じ得る時代がくるといってもよいでしょう。その対応には、国民と全産業が真剣にこのことをとらえ、意識改革はもちろんのこと、ごみ減量、分別、最終処分に至るまでのプロセスについての理解を高め、これからの時代に対応した処理体制の構築をグローバルな観点に立っていかにスピーディに進めていくかということテーマに開催された。

またインタビューでは、「過去10年ほど前に、1・2度廃棄物処理展を行ったことがありますが、当時はそれほど環境問題に対して関心が高くなく、開発のウェイトもそれほど高くなかったのではないのでしょうか。それ以降、展示会はなくなり、今回の展示会となった訳です。10年前とは社会の状況が一変し、環境問題は国民ひとりひとりとっても、産業活動の将来にとっても、重大なテーマになっています。今回の盛況はまさにそうした社会の激変と、なんとかしなくてはならないという広い意味でのコンセンサスのあらわれではないでしょうか。特に、入場者の方々の中で、各都道府県の行政関係者の方が多くを占めており、環境保全についてかなりの高まりを見せていると思います。また、政党のキャンペーン展示も積極的だったことも今回の特徴といえるでしょう。」

また、展示会場の近接の別棟で行われたシンポジウム「リサイクル事業をめぐる国際化とその課題」(主催：廃棄物学会)では、事前に申し込みの入場者で満員になり、受付にはキャンセルを待つ人が列をつくるほどの盛況でした。

当協会員の出品展示も

展示はそれぞれの分野に分けて全部で16のエリア(キャンペーン出展、廃棄物処理関連企業、廃棄物管理システム、廃棄物収集システム、破碎処理関連機器装置、焼却・乾燥処理関連機器装置、



▲(株)ダイセキ



▲近藤設備設計(株)



▲名古屋コンテナ(株)

生ごみ処理関連機器装置、空き缶・金属・非鉄金属・ガラスびん・カレット回収処理関連機器装置、プラスチック処理関連機器装置・リサイクル原料使用製品、古紙・紙くず・木材チップ・木くず処理関連機器装置、医療廃棄物回収処理関連機器装置・資材、汚でい・廃液処理関連機器装置・資材・検査機・測定器、ごみ容器・コンテナ、作業用・事務用・台所用等関連器材、廃棄物関係海外旅行案内)で構成され、当協会員である(株)ダイセキ、近藤設備設計(株)、大東三進(株)、名古屋コンテナ(株)の出品ブースもあり、入場者の注目を集めていました。また、展示では(株)東伸サービスのハーマシール施工例が紹介されていました。協会の関連では、(社)東京産業廃棄物協会のコーナーが大きな小間で設けられ、東京都の様子をパネル展示やパンフレット、資料等で紹介しており、協会の方に



▲大東三進(株)



▲(社)東京産業廃棄物協会

もいろいろお話を伺うことができ、参考になる点も多くありました。

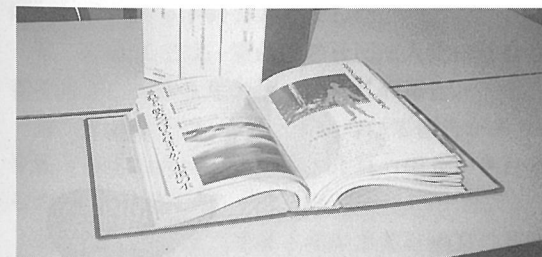
なお、主催側では今回の成果を大きな足がかりにして、展示会を毎年開催する計画をもっており、平成5年度にむけてパンフレットもすでにできあがり、着々と準備を整えていました。

'93廃棄物処理展予定

- 平成5年5月10日(月)～13日(木)
- 会場/東京(晴海)

出品会社のパンフレットを整理しました。

今回の展示会で出品された各社の出品内容がわかるパンフレットを各分野ごとに整理し、協会の資料としてまとめましたので、いつでも閲覧できます。ぜひ、ご活用ください。



▲(株)東伸サービスのハーマシール施工例の紹介

■'92廃棄物処理展概要

- 主催/ (株)日報
- 後援/ 厚生省、環境庁、通産省、東京都、廃棄物学会
- 協力/ あき缶処理対策協会、アルミ缶リサイクル協会、公害防止事業団、ガラスびんリサイクル推進連合、(財)クリーンジャパンセンター、(財)古紙再生促進センター、(社)食品容器環境美化協会、(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本環境衛生センター、(社)日本環境協会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、(社)プラスチック処理促進協会
- 協賛/ (財)あしたの日本を創る協会、医療廃棄物研究会、530運動総連合、全国環境整備事業協同組合連合会、全国牛乳パックの再利用を考える連絡会、(財)全国都市清掃会議、地域交流センター、(財)地球環境財団、地球環境とゴミ問題を考える市民と議員の会、(社)東京産業廃棄物協会、(社)日本環境衛生工業会、日本環境保全協会、日本再生資源事業協同組合連合会、(財)日本消費者協会、日本廃棄物コンサルタント協会、日本リサイクル運動市民の会、(財)廃棄物研究財団
- 併催/ シンポジウム「リサイクル事業をめぐる国際化とその課題」(廃棄物学会主催・(財)廃棄物研究財団後援・日報協力)。12日午後1時から4時まで会場南館で。

全産連情報

全国産業廃棄物連合会第8回総会開催

平成4年6月15日午後2時30分より、全国産業廃棄物連合会第8回総会が東京都のホテルニューオータニ・芙蓉の間に於て行なわれました。

総会は厚生省を初め、衆議院議員、参議院議員、関係団体等多数のご来賓の方がご出席され、また47都道府県の正会員である、各協会がすべて参加しました。

開会后、初めに太田全産連会長より、昨年は、大幅な法改正があり、また本年度は、政省令が改正される予定であり、この中には当全産連からの要望も盛り込まれており、これについては、ご来賓として出席していただいている、厚生省水道環境部の小林室長、平野参議院議員はじめ諸議員方のお力添えがあったからであり、われわれの業界も採来展望が開けたと思われます。という趣旨の挨拶がありました。

総会に提出された議案は、全会一致で可決され、滞りなく終了しました。

平成4年度事業計画(総論抜粋)

廃掃法の改正や産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の成立、バーゼル条約の批准に向け、我々産業廃棄物処理業者には、新たな法制度に対応するための迅速かつ的確な体制整備が求められている。個々の専門分野に応じて、より高度な技術水準を確保し、一層適切な管理体制を確立しなければならない。

当連合会では、かかる課題にとり組むべく、従来からの地域協議会や正会員等の組織活動を強化するとともに、本年度から業態別、業種別などの組織活動を推進し、適正処理体制の確立と業界の健全な発展を図ることとする。

中部圏協会だより

岐阜県

(社)岐阜県環境保全協会の会報「ぎふ保全協会報」1992第11号によれば、岐阜県では地域産業廃棄物処理推進協議会の紹介が掲載されていました。保健所を単位として現在9協議会が活動されておられ、残る3協議会も設立されるようです。

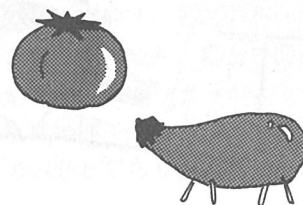
この協議会は賛助会員として岐産協も参加されており、地域特性に富んだ独自の事業にも取り組んでおられるようです。

静岡県

平成4年5月26日 (社)静岡県産業廃棄物協会の通常総会が開催され、当協会から会長の清水善一氏が参加しました。静岡県ではこのたび定款を改正し、排出事業所及び排出事業者を正会員とされ、事業の拡大を図られるようです。

三重県

平成4年6月19日 (社)三重県産業廃棄物協会の第1回通常総会が四日市都ホテルで開催され、当協会から安井専務理事が出席しました。三重県の産廃協は、本年1月に社団法人の認可を受け以降事業運営に必要な体制が整い、本年度から本格的な事業が展開されることになりました。



第6回通常総会開催



大きな使命感と活躍を担って

青年部会の第6回通常総会が平成4年4月25日料亭大森の大広間にて開催されました。

総会に先立ち、別室にて役員全員により、議案について最終的なきめ細かい打ち合わせが行われ総会に望みました。

総会は午後3時より、会議広間にてはじまり、出席者15名、委任状出席10名の25名の承認を得て行われ、議長に青年部会の会長相木広昭氏を選出し、会長の挨拶につづき、総会の次第ののっとり、各議案について報告がされました。第一号議案では、平成3年度事業報告について報告書をもとに説明がされ、各委員会の活動報告では、それぞれの委員長により、セミナーや講演会、研修旅行等についての内容が報告されました。

第二号議案では、愛産協の社団法人化に伴う青年部会の規約改正の件についての報告。

第三号議案では、役員改選について報告があり、平成4年度に向けての新しい役員の紹介がされました。

第四号議案では、平成4年度事業計画案の説明

があり、基本方針と具体的計画等が提示されました。さらに収支予算案についても説明され、各議案は全員一致で承認されました。また、今後の予定行事として9月に他都道府県産廃協会の青年部会との対談を行うことも併せて報告がありました。

第五号議案では、その他の件について時間がもたれ、新しい会員の紹介があり各自コメントをいただきました。

さらに、新役員のもと、各委員会ごとに分かれてミーティングがもたれ、今後の活動についての話や副委員長の選出が行われ、総務委員会は新井



栄済氏/㈱上野清掃社、交流委員会は増田賢司氏/㈱豊田産棄、運営委員長は東 哲司氏/㈱アヅマ商会の3名に決定。どの委員会も熱の入った話し合いが行われました。

総会は午後4時50分、閉会の挨拶で終了し、引き続き大広間にて愛産協の役員、事務局を迎えて盛大な懇親会が開かれました。



会長の挨拶

皆様方、大変お忙しい中、本日第6回青年部会通常総会にお集りいただきまして本当にありがとうございます。青年部会もこれで6年目を迎えるわけです。本年は新しいメンバーの方が多数入会されますが、ぜひとも新しいメンバーの方々のためにも仲間意識を持ち、いっしょにこの青年部会をより一層高めていただきたいと思います。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。



■平成3年度事業報告

運営委員会

(講演会)

テーマ『自然環境を考える

“南極からのメッセージ”

●平成3年10月24日 ●場所/名古屋都ホテル



●講師/船津圭三氏
●参加人員/43名(内会員24名)

想像もできなかった青い青い氷、空いっぱいの夕焼け、幻想的なオーロラなど限りなく美しい自然色の世界。-30度、風速60mの猛吹雪の中で方向を失い一寸先が見えない中、雪の中に体を埋めてやっと救出されたこと、そしてそこで生まれる人間関係。南極横断の主役は犬達です。良い犬とはどんな苦境の中でも前へ前へ進むファイトあふれる犬。この喧騒とした日本では想像もできない大自然の厳しく美しい世界を、スライド写真と共に話しいただきました。

尚、今回は愛産協会員で青年部会に所属していない方々にも勧誘を兼ねて参加していただき、講演会そして親睦パーティを行いました。

(講演会)

テーマ『産廃業界の課題と展望』

●平成4年3月25日
●場所/ロイヤルホテル弁天閣
●講師/波田幸夫氏 ●参加人員/23名

業界の展望として今後、業の中にリサイクルを取り入れていくべきである。また、どの企業でも自然環境ブームで地球環境部などを設けている会社もある。業者としてはイメージアップのためにもリサイクル業を行うべきであるが、課題として業界の再編成、企業の大規模化がある。市場も現在の3兆円が2000年には10兆円に拡大すると思われる。適正処理の上からも収集から処分までの大規模な総合一環処理体制が望まれ、企業の大規模化(アメリカのW・M社は年商5,000億円)が期待される等の講演をお聞きした後、懇親会を行いました。

総務委員会

(総会)

●平成3年4月27日 ●場所/料亭大森

(北海道研修旅行)

●平成3年6月7日~9日 ●参加人員/16名

名古屋空港より北海道遠征へと向かう中日ドラゴンズの選手達と飛行機に乗り、一路北海道へと飛び立ち研修旅行の3日間が始まりました。千歳空港へつきバスに乗り込み、時間の都合上車中にて弁当を広げ早速一番の目的である札幌市ごみ資源化工場へと向かいました。この工場は、財団法人札幌市環境事業公社という所が運営している再資源化工場で、木くず、紙くず、廃プラを主体とした3つのラインから成り立っています。3つのラインとも、破碎、選別、固形化というプロセスを経て固形燃料として製品化されています。

尚、この工場全体の処理能力は200t/日で、固形燃料生産量は140t/日です。また隣接してチップ工場もあり、こちらでは1日75tの廃木材がチップ化されているとのことでした。製品化された固形燃料は、土地柄ビル暖房等の熱供給燃料として利用され、チップは建材・家具等に用いられるボードの芯材や表面加工用原料として利用されています。以上のようなお話を工場職員の方にしていただき、場内を見学させていただき工場を後にしました。その後札幌市内に戻り宿泊。翌日は観光

組とゴルフ組に分かれてそれぞれ初夏の北海道を満喫、さらに一泊した後帰路につきました。

いま一番の話題になっていますリサイクル問題への対応を見学研修したことは、今後の我々の業になんらかの形で役立っていくのではないかと感じています。

交流委員会

(講演会)

テーマ『人間学パート2』

●平成3年9月14日
●場所/ロイヤルホテル弁天閣
●講師/日本BE研究所所長 行徳哲男氏
●参加人員/愛産協19名、愛衛協5名、名二会2名

我々愛産協青年部会が主催し、他団体との交流を目的とした講演会及び懇親会ということで、愛衛協21世紀会と、名一協名二会の方々をお呼びし開催いたしました。

講演の内容は、会社運営をしていくために必要なことは人の心の中に体当たりでぶつかっていき、体と体、心と心の触れ合いで深めていく、『知・理』であるということ、先生の体験談を通じて教えていただきました。腹を割って話し合い、相手の気持ちをわかる心を持つことの大切さを痛感させられた講演でした。

また、講演終了後の懇親会では、他団体の交流を深めることができ、大変有意義な1日でした。

(新年会)

●平成4年1月18・19日
●場所/岐阜観光ホテル十八楼
●参加人員/25名

岐阜観光ホテル十八楼において、新たに入会された4名を迎え新年会を開催いたしました。新入会員の紹介やカラオケ等で盛り上がり、また同日行われました第5回ゴルフコンペの結果発表等も行われ、和気あいあいのうちに一晩が過ぎ、より一層の親睦を深めることができました。

■新役員紹介

会 長 相木広昭
副 会 長 五箇 始、稲垣順一、新美三良
各委員長 田口正信（総務）、高木英泰（運営）、
清水善実（交流）
総括幹事 西山幸光
監 事 加山昌弘

■各委員会メンバー構成

〈総務委員会〉

日の出衛生保繕㈱、(有)森田商店、(株)山本建材、
双葉興業㈱、岡崎技研㈱、(株)上野清掃社、
(有)廣野商店

●主旨

全体会議の案内の発送等、青年部会広報の
役を果たし、また会員間の連絡がスムー
ズにいけるようにしていく。尚、会計業
務も担当する。

〈交流委員会〉

(有)明輝クリーナー、(有)三洋サービス、(株)シミズ、
日本環境㈱、(株)近畿理研、(有)豊田産業、
高和興業㈱、(株)キトー、(株)東海土木工業、
(有)愛美金属、(有)ビソー環境、永田商店、
(株)竹常工務店

●主旨

現代社会に前向きに活動している他団体
との交流の中で我々青年部会の視野を広め
ていき、発展の場をつくと共に会員相
互の信頼感をも深めていきたい。
(担当例会) 9月、3月

〈運営委員会〉

(有)名古屋清掃、(有)永一産商、(株)アヅマ商会、
宮川興業㈱、丸い産業、(株)富士石油商会、
(有)武豊衛生社、(株)三栄組、加山興業㈱、
名古屋コンテナー㈱、平田興業㈱、堀江建材、
(有)ウラノ産廃、(有)森川サービス

●主旨

会員の指導者としての視野を広げ知識を
高めていくために必要な勉強会と、業に
結び付く実践的な勉強会を開催し、魅力
ある青年部会づくりに寄与していく。
(担当例会) 6月、11月

■平成4年度事業計画案

1. 基本方針

近年における社会経済の著しい変化の中で廃棄
物は量、質共に多様化してきております。しかし
ながら処理施設は限界に達し確保も非常に困難に
なっております。その反面、再資源化、減量化は
十分に進んでおらず、我々廃棄物業者も大変な時
期にきているように思われます。この様な状況を
打破するためにも、青年部会の若き後継者が何をす
べきか、また将来的に取り組む指針をどの様に造
り上げ実行にうつすかを問われる時でもあります。
6年目を迎えるに当たり本年度は、会員同志の強調
は勿論のこと、廃棄物諸問題の解決に向けて実践
化するようがんばりたいと思います。

2. 具体的計画案

- ①委員会活動の活性化。
- ②経営者としての能力向上の為の勉強会開催。
- ③他府県青年部会との交流会。
- ④産業廃棄物処理に関する諸問題の勉強会開催。
- ⑤上記に付随する講習会、講演会の開催。

■新規入会者紹介

(有)ウラノ産廃	浦野圭二
(株)竹常工務店	門川浩人
永田商店	永田昭俊
(有)ビソー環境	金 海敏
堀江建材	堀江正明



交流の輪で盛り上がった懇親会

総会の後、午後5時より、青年部会の懇親会が
開かれました。

懇親会には、愛産協から副会長の近藤成章氏、
同じく副会長の新美 實氏の両氏と事務局から専
務理事の安井 孝氏が出席され、清水善実氏の開
会挨拶ではじまりました。会長の挨拶では、産業
廃棄物を取り巻く新しい時代への青年部会の役割
や、それぞれの仕事を通して発揮していく今後の
抱負、また、そのためにも一層の連帯と強調を誓

い、親睦を深めていこうとのスピーチがあり、全
員の拍手を受けました。

つづいて愛産協副会長の近藤成章氏より、青年
部会への期待と激励を込めて祝辞があり、副会長の
新美 實氏の乾杯の音頭で和気あいの時間
がはじまり、広い宴会場にはあちらこちらで会員
同士の話し合いの輪が生まれ、大いに盛り上がり
ました。

懇親会は約2時間行われ、最後に安井 孝専務
理事の万才三唱で午後7時に閉会しました。

青年部会講演会開催

テーマ 『組織活性化に果たす後継者の役割』

●平成4年6月26日(金) 15:00～17:00

●講師/植地建夫氏

(財団法人日本経営協会専任理事)

●場所/ロイヤルホテル弁天閣 寿 3F

●参加人員/25名

組織とは、後継者とは何か。この命題は、組織
を運営する者にとり、また、組織を継承する者にと
って非常に大切な事柄といえます。本講演会では、
ここに焦点を絞り講演をしていただきました。

講師の植地先生の実体験を交えた軟妙な語り口
に、しばし笑い声が起る程なごやかな雰囲気の中、
参加者全員が真剣に講話に聞き入っていました。



こんにちは

会社訪問記

ドラム缶1本から大量処理まで、
労働安全を常に念頭に仕事を行っています。

岡崎技研株式会社(愛知県岡崎市)

JR岡崎駅から徒歩5分。収集・運搬、中間処理を手掛ける岡崎技研株式会社にお伺いし、事業内容や社内規定等を天野社長にお話いただきました。



——創業されたのはいつ頃でしょうか。

天野社長(以下天野に略)『廃掃法ができた当初の昭和48年です。最初は産業機械の製造メーカーで廃水処理装置などを取り扱っていたのですが、ある時、お客さんから廃棄物を処理してほしいという要望が当社に持ち込まれたのがきっかけでこの業界に参入した訳です。今では、産業廃棄物処理専門です。』

——主な取り扱い品目を教えてください。

天野『廃油、廃酸、廃アルカリの処理が主力です。沈降汚泥の焼却やプラスチックレンズ焼却、塗料カスなど安定した性質のものであれば取り扱っています。中間処理方式も汚泥の脱水、廃油の油水分離、廃酸・廃アルカリの中和から廃プラ・汚泥・廃油などの焼却を行っています。』

——廃棄物を受け入れるにあたり特に注意されていることはなんですか。

天野『やはり内容検査ですね。内容がわかりきっていても、検査は必要です。当社では受け入れるたびに実施しています。』

——就業時間を教えてください。

天野『8時から4時45分です。毎日ではありませんが、場合によって残業もしてもらっています。』



社名/岡崎技研株式会社 所在地/愛知県岡崎市羽根町字中田50番地
代表者/天野邦彦 設立/昭和48年 従業員/15名
TEL/0564(51)3911 モットー/「安全第一」 保有車両/6台
営業種別/収集・運搬、中間処分
取り扱い品目/燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、建設廃材、ダスト類

——休日体制はどのようになっていますか。

天野『隔週の週休2日制です。盆や正月などの大型連休があるときには週休1日制。どこまで実施できるかですね。排出事業所との兼ね合いもありますし、日曜日に受け取りに行かねばならない事業所とか。でも従業員の待遇改善面から、できるだけ避けていただけるようお願いしています。』

——従業員教育は何をされていますか。

天野『朝礼や現場で常に事故防止の訓示を行い、従業員に危険物を取り扱っているんだという意識を持たせています。幸い当社では、一度も事故が発生していませんが、ケースバイケースで対応しなくてはなりません。』

——ではモットーを教えてください。

天野『やはり細かい仕事ですからね。“安全第一”をモットーとしています。怪我をしてはつまらないですからね。』

——今後の展望をどのように考えていらっしゃいますか。

天野『我々の業界は基本的に3Kに近い職種です。ですから、できるだけ早く機械化し、人手のかからないよう効率化を推進していく予定です。』

——最後に社長の趣味を教えてください。

天野『趣味は釣りです。主に師崎方面で、乗合い船の釣りを楽しんでいます。』

業者も業界も信用されなければならない、という快活な天野社長。これからも、がんばってください。



天野社長

こんにちは

会社訪問記

当社は環境製造企業です。

フルハシ工業株式会社(名古屋市熱田区)

製材業からスタートし、輸送用パレット、物流機器、リサイクル燃料の製造販売から建造物解体、製紙用チップ製造など幅広い事業展開を行うフルハシ工業株式会社。産廃に対するご意見を高取専務取締役にお話いただきました。

——産廃に進出されたきっかけを教えてくださいませんか。

高取専務取締役(以下高取に略)『製材に携わっていると当然、製材クズが発生しますよね。これをなんとかリサイクルできないかという発想のもと、王子製紙さんとの提携により木材チップの生産をはじめたのです。もう30年以上前のことです。廃材のいい物はチップに、残りは燃料に。これが廃棄物業界に入るきっかけですね。』



高取専務取締役

——今では収集・運搬から中間処分まで手掛けられているわけですね。

高取『ボイラーとリサイクル燃料供給をセットにしたプラントを商社と組んで全国に販売したり、廃プラスチック、廃発泡スチロールの有効利用に取り組んだり。これはこの業界はおもしろいぞ、ということで中間処分の許可を取得し、あらゆる廃棄物が処理できる体制を整えて本格的に廃棄物業界に進出したのです。だから、当社はこの業界でも異端児ですね。』

——廃棄物処理に対する基本的な姿勢を教えてくださいませんか。

高取『廃棄物は処理するのではなく、リサイクルをするもの、ということでしょうね。当社はこの業界にリサイクルから入りましたから。捨てると

か燃やすという発想が基本的にはないのです。焼却するのであれば、必ずエネルギーに還元する、できる限り減量化を行う、これが当社の考え方です。——つまり、リサイクルを前提に全ての処理を行っているということですね。

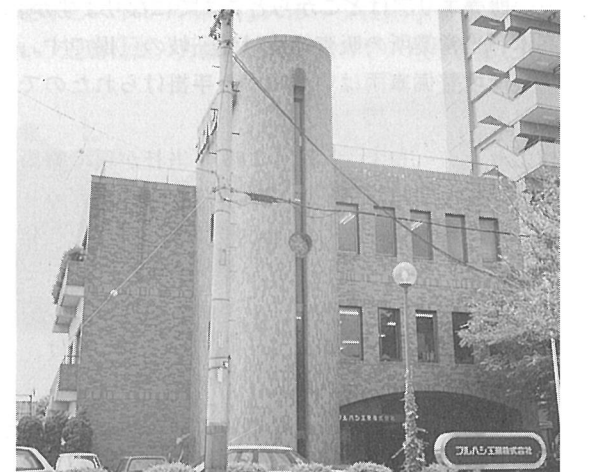
高取『その通りです。100の廃棄物が出たら、100リサイクルをする。可能か不可能かは別にして。当社のポリシーでもあります。』

——では、これからの廃棄物処理に対してはどのように考えていますか。

高取『これからは排出事業者責任の明確化とリサイクルを掲げたドイツ型のスタイルになっていくと思います。ドイツは現在、あらゆる廃棄物の8割をリサイクルしようとしている。日本は全体として2割程度しかリサイクルしていない。この事實は、まだまだ5割はリサイクルできるという証拠です。地球環境の面から見ても、コストが高いからできないとはもう言えないと思いますね。』

——目先のことを考えてばかりではダメということですか。

高取『そうです。それに他業界から参入した者として口幅ったいことをいうようですが、この業界はクラいとか危ないというイメージが強すぎる。みんなでキチッとネクタイしてナッパ服など着ずに、イメージチェンジを図るべきじゃないでしょうか。』



社名/フルハシ工業株式会社 所在地/名古屋市熱田区三番町4番28号
代表者/山口昭一 設立/昭和23年 従業員数/145名
TEL/052(661)1565代 モットー/「人のためになる仕事をする」
事業所/本社、3営業所、5工場 営業種別/収集・運搬、中間処分
取り扱い品目/木くず、建設廃材、その他産廃物

会社訪問記

環境整備車両で
公害防止、環境美化をバックアップ。

東急車輛製造株式会社 名古屋営業所 (名古屋市中川区)

特殊車両の総合メーカーとして、運輸・建設・環境整備などのさまざまな産業分野で不動の地位を持つ東急車輛製造株式会社。廃棄物処理の収集・運搬のパートナーともいえる環境整備車両を販売する名古屋営業所に伺い、高木所長、環境システムセンターの村上センター長にお話をお聞きました。

——まず、事業内容を教えてくださいませんか。
高木所長 (以下高木に略)

『当社の主力製品は、特装車両、鉄道車両、高所作業車や立体駐車場です。産廃関連では、当社の特装自動車部門の中の環境整備車両が相当します。環境保全の高まりとともに、今後ここに力を入れて展開していこうと考えています。』

——販売エリアはどこからどこまでになりますか。
高木『当営業所の販売拠点は愛三岐の三県です。』
——環境整備車両はいつ頃から手掛けられたのですか。

村上センター長 (以下村上に略)『当社が環境整備車両に参入したのは昭和47年です。バキュームカーの製造からスタートし、その後製販一体となり発展してまいりました。現在、タンクローリーのシェアは日本一です。当初から、廃酸、廃油などの産業廃棄物処理にマッチした車両の提供を心掛け、事業展開をしてきた次第です。』

——モットーを教えてくださいませんか。
村上『当社では3Yといっていますが、“豊かで、ゆとりのあり、夢のある生活”です。』
——従業員教育はどのようになされていますか。
高木『当営業所としてはOJTを通して、日常の訓



高木所長



社名/東急車輛製造株式会社名古屋営業所
所在地/名古屋市中川区高畑3-184
代表者/高木捷仁 設立/昭和21年
従業員/14名(全社員2400名)
TEL/052(352)1191
モットー/「豊かで、ゆとりのあり、夢のある生活」
営業品目/鉄道車両関係、特装自動車関係、産業機器・コンテナ関係



示等を行っています。

——営業方針を教えてください。

高木『二次公害の出ない効率的な輸送ができる車両の提供、ですね。まだ、21世紀に向けてこれなら産廃用に最適だ、という決め手の車両が開発されていない。それを模索していくことも大切な方針のひとつだと考えています。』

——協会に対する要望、期待があれば教えてくださいませんか。

高木『環境整備車両に対する会員さんのご意見をお聞きしたいですね。こんなものを輸送する機械、車両がないだろうか、という提案を気軽に当社へご相談していただければと思います。いっしょに悩み、それを突破口に問題解決の道が開けるかもしれないですから。』



村上センター長

村上『我々に対して、ざっくばらんに宿題を出していただきたいですね。その成果が、現場作業に従事される方々の労働条件の改革・改善になればと思います。』

高木『我々が発言できるような出番をつくっていただけたら幸いです。』

会社訪問記

誠意を持って迅速に対応する 医療産業廃棄物処理コンサルタント

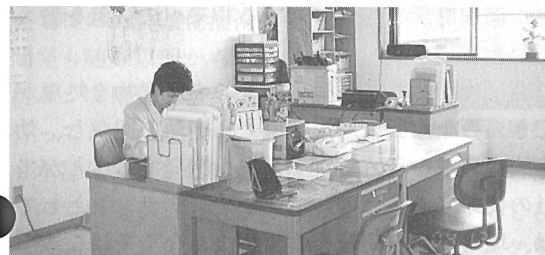
有限会社 近藤 (名古屋市中村区)

本年4月に発足した東海医療廃棄物協会の事務局としても活躍される有限会社近藤。事業内容から将来展望などを近藤社長にお聞きしました。

——まず、事業規模を教えてくださいませんか。
近藤社長 (以下近藤に略)『愛知県、名古屋市、岐阜県、岐阜市で許可をいただいています。』

——御社は東海医療廃棄物協会の事務局だということですが。

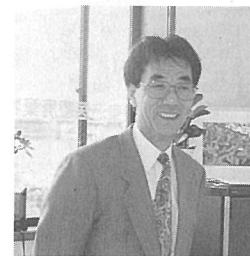
近藤『今年の4月に、東海医療廃棄物研究会と愛知県医療廃棄物協会が一本化して発足したばかりです。将来的に組織化が整備できれば、愛産協の部会として活躍したいと考えています。現在、参加企業は48社です。』



社内

——では医療廃棄物を取り扱うにあたり、特に注意されていることを教えてください。

近藤『医療廃棄物は、単に針とか血液が付着したものを処理するというものではありません。劇物や危険物も出てきますし、ちょっとその辺に保管しておくことができない性質のものばかりです。ですから、収集・運搬時に万一でも事故等がないよう、容器も一番安心できるものを使用し、取り扱いには当社の臨床検査技師が従業員に徹底指導して万全を期しています。また、服装についても回収時にはかならずネクタイを着用させています。これは医師会からの要望でもあります。』



近藤社長

——医師会とも緊密なコミュニケーションを持っているわけですね。

近藤『もちろん、契約業務ですからね。許可をいただいている県や市の主だった医師会と契約をし

ています。また、チケット制度という当社独自のシステムを導入、医師会単位で契約を交わし、回収を行うたびにチケットを発行していただき廃棄物を処理しています。医療廃棄物の場合、現在のマニフェスト伝票では対応しきれない部分があり、料金の回収業務に変わるのがチケット制度です。医師会からも好評を得ています。』

——実際、マニフェスト制度の見直しも検討されているそうですね。

近藤『また、当社ではさらにキメ細かいサービスができるよう、コンピュータシステムの導入も進めています。』

——医療廃棄物処理の今後について意見をお聞かせください。

近藤『まず、分別収集の徹底、適正処理、適正価格の定着のために、病院、収集・運搬業者、容器メーカー、焼却場が一体となって勉強に取り組むべきだと思います。また、減量化に努力していくことも大切です。医療廃棄物の中でもリサイクル可能なものがあります。それを東海医療廃棄物協会で推進していきたいですね。』

趣味とストレス解消はスポーツに熱中することという近藤社長。力強く抱負を語っていただきました。



社名/有限会社 近藤 所在地/名古屋市中村区横井町1-203(名古屋営業所)
代表者/近藤裕秋 設立/昭和63年 従業員/8名
TEL/052(412)1376代 モットー/「誠意」 車両/11台
事業所/本社、名古屋営業所、岐阜営業所
営業種別/収集・運搬
取り扱い品目/汚い、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等

会社訪問記

あらゆるニーズに抜群のキャリアで
お応えする開発型企业です。

近藤設備設計株式会社(愛知県小牧市)

名古屋造形短期大学のすぐ近く、自然豊かな環境に立地。総合プラントメーカーとして全国に名を知られる近藤設備設計株式会社に伺い、近藤社長と服部取締役にお話をいただきました。

——古くからこの業界でご活躍されているということですが。

近藤社長(以下近藤の略)『昭和38年からですからほぼ30年ですね。当初はボイラー、工業炉等々の設計、製造、改造修理、据え付けが主な業務でしたが、公害防止の機運の高まりとともに、この業界に深く関与するようになりました。大気汚染防止関連に関しても最先発のひとつです。焼却炉は、生産工場が廃棄物処理に力を入れる頃から取り組んでいます。最近では、焼却プラントにボイラーを付けた熱回収システムを開発し、エネルギーのリサイクルに貢献しています。』

——従来のように焼却するだけではないのですね。近藤『はい、これは焼却した際の廃熱を利用して発電ができるプラントで、省資源にもなるのです。当社は労働省のボイラー製造認可工場であり、かつ通産省の発電ボイラー製造認可工場でもある。この実績があればこそできた高性能プラントだといえます。』

——設計、製造からメンテナンスまで一貫した体



社内



社名/近藤設備設計株式会社
所在地/愛知県小牧市大字大草字大良3374番地(本社工場)
代表者/近藤隆雄 設立/昭和38年 従業員/50名
TEL/0568(79)3511代 事業所/本社工場、大阪営業所
営業品目/発電設備、ボイラー、ストーカ、産業廃棄物焼却処理装置、集塵装置、廃ガス処理装置、乾燥装置、工業窯炉、各種プラント・設計施工



近藤社長

制を整えていらっしゃるということですが。

近藤『一応、大企業並みのエンジニアを擁し、一貫してみなさんのニーズにお応えしています。』

服部取締役『メンテナンスですが、納入したプラ

ントが故障した場合、迅速に対応できることが大切です。例えば、ボイラーや発電装置は工場のラインに直結していますから、止まったら大変なんです。ですから、止まるという事態がないように保守するのが大前提ですね。』

——産業廃棄物処理に対する将来への姿勢を教えてくださいませんか。

近藤『理念として、幅広く全ての廃棄物を処理ができ、万全な公害対策を備え、廃熱を回収し、効率的に発電が行えるプラントを開発することが当社の使命であると考えています。プラントとしては、塩素の回収問題をまず解決しなくてはならないと思います。現在ではまだランニングコストが高いですからね。なお、産業廃棄物処理会社向に、都市ゴミとして発生する廃プラスチックを選別して燃料にした、専焼ボイラー(蒸発量12T/H)を本年12月には完成。平成5年1月より産業用ボイラとして稼動致します。また、民間会社向として、廃タイヤを燃料にした専焼ボイラー(蒸発量8T/H)も本年10月に完成させます。』

——リサイクルへの関心の高まりとともに、中間処理施設の重要性も大きくなる一方ですね。』

近藤『全くその通りだと思います。』

始終にこやかに応対してくださった近藤社長、服部取締役。これからは廃棄物処理やリサイクルに欠かせない素晴らしいプラントをつくり続けてください。

会社訪問記

リサイクル技術で省資源・
環境保全を推進

たいゆう 大有建設株式会社(名古屋市中区)

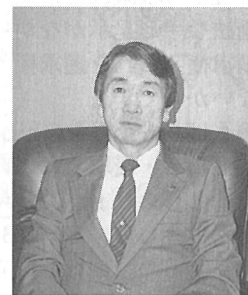
再生コンクリート、再生アスファルトなどリサイクル技術ではトップクラス、という大有建設株式会社に伺い、事業内容、今後の展望等を吉兼常務取締役にお話をいただきました。

——まず、創業されたのはいつ頃ですか。

吉兼常務取締役(以下吉兼に略)『昭和3年に川中組としてスタートいたしました。』

——事業内容を教えてください。

吉兼『総合建設業ですが道路舗装は得意な分野で、その他アスファルト合材、生コンクリートの製造販売も行っています。産業廃棄物の再資源化技術の開発も随分以前から取り組み、実用化、事業化を行ってきております。』

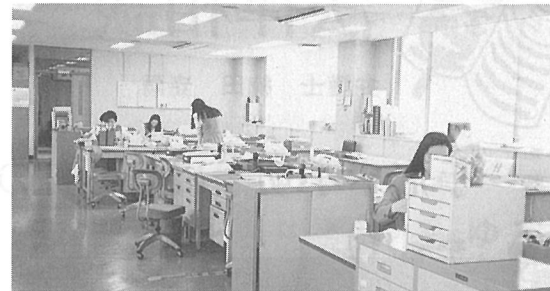


吉兼常務取締役

本誌には再生に関する話題が相応しいかと思うので再生事業を中心にお話しします。なかでもセメントコンクリート塊やアスファルトコンクリート塊の再生材の製造販売や、それを用いた舗装では、わが国でのパイオニアとしての実績に誇りをもっております。』

——いつ頃から取り組まれたのですか。

吉兼『再生事業に最初に取り組んだのが山砂利プラントの廃泥で、昭和42年から乾燥粘土を三河地方の三州瓦の原料として供給をはじめたのです。現在でも月間7000トン前後の出荷を続けています。セメコン塊やアスコン塊の本格的な再生プラントが昭和53年、再生舗装に関する指針が制定されたのが昭和57年、随分前にスタートしているんですよ。更に、生コンスラッジ水の練混ぜ水への再利用もわが社が世界ではじめて提唱した技術で、生コンの



JIS規格にも取り込まれ、他に掘削残土の再生プラントを始め各種再生プラントの設計製作を……』

——技術の蓄積がないとできないことばかりですね。

吉兼『特許が30数件、国際特許も3件取得しています。昭和53年には財団法人・ジャパン・センターの再資源化貢献企業の表彰もいただいています。』

——今後の展望を教えてください。

吉兼『建設以外の分野から出る廃棄物を、どう建設と結び付けていくか、が今後のテーマです。これからのリサイクルにとっていえることは、廃棄物を単に高温処理する方法を見直さねばいけない。そのような資源の再生方法は、さらに大量な燃料を消費するだけではないか、と。いくらリサイクルができて、そのために大量な熱エネルギーがCO₂に変わっていたのでは、リサイクルしているのか地球環境を破壊しているのかわからないですから。もっともっと研究していかなければなりませんね。』

——協会に対して何か要望はありませんか。

吉兼『まだまだ一般に再生品に対する理解が低いと思います。協会が積極的にアピールをしていただくとうれしいですね。』



社名/大有建設株式会社 所在地/名古屋市中区金山五丁目14-2
代表者/川中 昭 設立/昭和3年 従業員/1000名
TEL/052(881)1581代
事業所/本社、中央研究所、3支店、4営業所、17工場、機材センター
営業種別/中間処分 取り扱い品目/建設廃材、ガラスくず及び陶磁器くず



法律相談

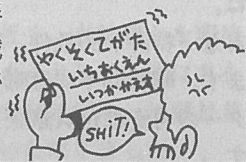
弁護士 楠田 亮爾

●ご質問、ご相談は協会事務局までお寄せください。
法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ & Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、債権・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

— 手形や小切手に振出日の記載がない場合のトラブル —

Q

受け取った手形（約束手形）の中に、振出日の記載のないもの、受取人の記載のないもの、両方とも記載されていないものがあります。このまま銀行に取立にまわしてよいのでしょうか。小切手についても振出日の記載のないものがありますがどうでしょうか。



A

1. まず手形からお答えします。ご質問のような手形（手形法に定める手形要件の一部を欠く手形）を白地手形といいます。このような手形は、手形法上は完全な手形ではなく、未完成の、更に言うならば不完全な手形として、法律上は手形でないとして扱われています。手形用紙を用いているし、手形のように見えるけれども実は手形ではないということです。

2. ところが、白地手形は多数流通しており、白地手形を交換（取立）にまわせば事故なく支払われているのが実情です。その理由は、手形交換所の定める規則が、振出日または受取人、ないしはその両方が記載されていない手形であっても形式不備とはしない、すなわち形式不備を理由としては不渡りとしないうルールを採り入れているからです。

3. しかし、法律、従って裁判の場ではそうはいきません。手形は手形法という法律に従い、手形法の定める手形要件を守って振り出されあるいは裏書（これらを手形行為といいます）などされるもので、手形法の定めに従わないもの、手形要件を充足しないものは手形と認めないという態度が法律・裁判の場では貫かれております。

4. どういうことかを具体的に申し上げます。振出日・受取人の記載のない白地手形でも、無事に支払われれば法律・裁判の場に出されることはありません。

ところが、一旦何らかの理由で不渡り（支払が拒絶されること）となると、白地手形（この白地手形には不渡付箋がついている）は法律・裁判の場に立たされます。そこで手形要件が問題とされます。

白地手形をそのまま裁判所へ出しても、裁判所は勝たせてくれません。手形所持人の敗訴です。それではどうするか。振出日・受取人欄のうち記載のない箇所（その一方のこともあり両方のこともあります）を手形所持人が自分で補充することです。これで裁判に勝てます。ただし振出人に対してだけです（ただ、手形法所定の利息または商法所定の遅延損害金——いずれも年6分——は白地を補充した日から）。

5. 振出人には勝てても裏書人に対しては勝てません。何故か。法定の呈示期間（支払期日とそれに次ぐ2取引日）に手形（白地手形）が呈示され形式的には不渡付箋がつけられていても、実は手形でないもの（手形のように見えるが）に不渡付箋がつけられたに過ぎないからです。要するに適法な手形呈示がなかったから、裏書人に対する請求権（これを遡求権といいます）が発生していないからです。

例えば、あなたをCとして、A振出、B裏書の手形（振出日・受取人について白地手形）を所持しているとしましょう。あなたはBから手形の裏書譲渡を受けました。AからBへの振出日は判りません。どうするか。銀行へ取立依頼をする前に、白地の部分を補充して下さい。受取人欄はBを補充すればよい。これは判りますね。第一裏書人欄を見てそのまま書けばいいのです。振出日はどうするか。支払期日欄の支払期日と矛盾しない（支払期日より前の日）暦にある適当な日を補充します。真実の振出日と合致する必要はありません。適当な日で結構です。これを「白地補充権」といいます。これで、振出人Aに対しても裏書人Bに対しても手形上の請求が認められるようになります。勝ちます。

6. 小切手でも振出日は小切手法上の小切手要件です。振出日についての白地小切手も法律上は小切手ではありません。なお、小切手の場合、振出人に対しては、手形と違って遡求権があるのみです（手形の裏書人に対する遡求権と同じ）。白地呈示の小切手の場合は、振出人に対しても勝てません。小切手の呈示期間は振出日から10日間ですから、白地小切手を取立にまわすときに、真実の振出日と関係なく、取立にまわす日を正しく補充して下さい。これで完勝です。

Healthy Communication 私の健康法

健康を気づかう 環境をつくること

株式会社 アイギ
取締役 所 仁司

1. 年1回必ず人間ドックに入ること。
2. 週1回、1時間ないし2時間山野を駆けめぐる。
3. 職務多忙なこと（但し過労を避けること）。これが私の健康法です。



「直腸ガン体験談」

ある日、大量の出血（鮮血）があり、痔と間違えし友人に相談したところ、どうもガンのようだということ。愛知県がんセンターで調査、以来4年間6ヶ月に1回手術をしました。現在完治。病中、病後も全く自覚症状ありません。

あせらず、こらせず、
ゆとりをもって自然体で
運動、食生活等きちんとしたいという事はわかっていても、実行できないのが現状ではないだろうか。私の健康法の一つは、毎朝仕事に出るまでに時間のゆとりをもつことです。二つ目は、寝るまえに腹式呼吸を5分位くりかえしてから休むようにしています。おかげで今日まで健康を維持できたと思います。



株式会社 アグメント
代表取締役 今津 哲次

植物繊維食で一日が始まる



有限会社 池田工業
代表取締役 池田 健二

私の健康維持は朝食の納豆から始まる。其の日の食事時に必ず植物繊維食をとります。植物繊維食を多くとることは、成人病である糖尿病、コレステロール等の予防に役立っていると思っています。又、一日楽しく働く事が一番の健康法であると感じて、今日も楽しく現場に！

水の健康法



株式会社 ダイエーデイスボウズ
代表取締役 笹野 義春

私は毎朝、起床すると直ぐに水を三合程飲み、たたみの上で5回から10回、転げ廻って、胃、腸を洗い、次に飛び上り運動を10回程行います。すると、30分から40分位の間にすべて小便にて排せつします。以上、私は、30年間続けております。お陰で、一度も病気をした事がありません。これが私の健康法です。

私の健康法は早朝散歩



有限会社 海部清掃
代表取締役 加藤 豊

だんだん目覚めの早くなるのを機会に、愛犬と共に近所を回る事にしたのです。毎日というのではなく、雨の日は休み、どの道を回るといふ事を決めるのではなく、自分のその日の気分にあつた道を通るのです。そして、朝食……。これが食欲を増す。私の健康の秘訣だと思っています。

理事会報告

平成4年度第1回理事会

平成4年度第1回理事会が下記の日程で行われました。議案は次の通りです。

1. 県・市行政指導会議の開催要領について
安井専務理事より、行政側の出席者、議題並びに開催要領について説明があり、全員了承しました。
2. 平成3年度決算報告について
安井専務理事より、資料に基づき説明し、議場に諮ったところ満場一致で承認されました。
3. 各委員会報告
4月2日開催の広報編集委員会の内容について、宇津野委員長から説明報告
4月9日開催の福利厚生委員会の内容について、相本委員長から説明報告
4月10日開催の研修指導委員会の内容について、増田委員長から説明報告
4月17日開催の企画委員会の内容について、中嶋委員長から説明報告があり、それぞれ了承されました。
4. 協会表彰規程について
安井専務理事より、協会表彰規程案の説明があり、議場に諮ったところ満場一致で承認されました。
5. 新規入会者の承認について
正会員 ㈲海南浄化センター 東良男
賛助会員 中部ローダー販売㈱ 則武安彦
㈲豊栄社 丹羽輝男
以上3社の入会を満場一致で承認しました。
6. その他報告事項
平成4年度通常総会提出議案の審議を次回理事会(5月25日)に行いたい旨の事務局報告を了承しました。

以上をもって、議長が理事会の議事を終了した旨を述べ閉会しました。

■開催日時 平成4年5月7日
■開催場所 名古屋三の丸会館 会議室
■理事定数 25名 出席者数 23名

第2回理事会

第2回理事会が下記の日程で行われました。議案は次の通りです。

1. 平成4年度通常総会提出議案の審議について
安井専務理事より、平成3年度事業報告及び平成4年度事業計画案並びに収支予算書案について説明し、議場に諮ったところ満場一致で承認しました。
2. 通常総会の運営、役割分担について
安井専務理事より、総会当日の進行、役割分担について提案し、全員了承しました。
3. 全国産業廃棄物連合会総会について
6月15日開催される全国産業廃棄物連合会総会への出席者について協議、事務局で取り纏めることで全員了承しました。
4. 平成4年度厚生大臣表彰候補者選考について
協議の結果、議長一任で中野理事を指名満場一致承認しました。
5. 委員会報告について
広報編集委員会の結果を所副委員長より、機関誌第4号の編集内容について報告があり、全員了承しました。
6. 新規入会者の承認について
正会員 ㈱イナガキ重機 稲垣尚久
豊田ケミカルエンジニアリング㈱ 後藤公男
賛助会員 中部キャタピラー三菱建機販売㈱ 土屋安弘
以上3社の入会を満場一致で承認しました。
7. その他報告について
安井専務理事より、

- (1) 厚生年金基金の設立については7月認可になる見通し。
- (2) 平成4年度愛知県知事表彰に山本金一氏が決定。
- (3) 愛知県環境部が、建設廃棄物減量化、再利用推進検討会議を設置、検討委員に当協会から清水会長、鹿島道路㈱が参加予定。

- (4) 平成4年度厚生大臣認定新規講習会の実施が大幅に遅れ、愛知県で7月21日からの開催は中止。
以上4点の説明があり、了承し、議長が理事会の議事を終了した旨を述べ閉会しました。

■開催日時 平成4年5月25日
■開催場所 協会事務所 会議室
■理事定数 25名 ■出席者数 22名

第3回理事会

第3回理事会が下記の日程で行われました。議案は次のとおりです。

1. 総会・懇親会の運営について
総会出席の返事のあった者150名、委任状提出は146名、賛助会員25名であり、来賓出席は31名である旨報告があり、了承された。
2. 中部産業廃棄物厚生年金基金の設立準備について
(1) 設立スケジュール
(2) 役員選出について説明があり、了承されました。
3. 講習会の開催について
(1) 厚生大臣認定新規許可講習会(収集運搬過程の日程は10月28～29日の2日間愛知会場(昭和ビル)で開催予定の報告
(2) 法令講習会は7月22日(木)午後1時30分から昭和ビルに於て開催する旨報告し、了承されました。
議題 政省令改正説明
第5次愛知県産業廃棄物処理計画
講師 愛知県環境部 環境整備課担当者
4. 委員会報告
(1) 適正処理委員長より報告があり、委員会の中に収集、運搬、中間処理、最終処分の各部会を設置したい旨提案があり、全員了承しました。
(2) 広報編集委員長より、さきに行われた最終処分場設置業者による座談会の結果と新聞切り抜きダイジェスト版の発行について報告があり、了承されました。
5. その他報告事項として6月15日開催された(木)

全国産業廃棄物連合会総会について説明があり了承されました。

以上をもって、議長が理事会の議事を終了した旨を述べ閉会しました。

■開催日時 平成4年6月17日
■開催場所 名古屋東急ホテル会議室
■理事定数 25名 出席者数 22名

委員会報告

広報編集委員会

平成4年4月2日 於協会事務所会議室

「産廃あいち」第3号編集について、トピック社を交え協議し企画案どおり編集することが了承されました。

平成4年5月22日 於協会事務所会議室

「産廃あいち」第4号編集について、トピック社を交え編集企画案に基づいて具体的な内容が検討されました。「産廃あいち」の発行も4号目をむかえ1年目を経過し、いままでの行政ニュースよりの情報も大切だが、機関誌としての内容をもう少し色濃く取り入れ、会員の本音の部分や現場の声を編集に反映して欲しいという意見が多くの方からでました。4号ではこうした方針を踏まえ、特集という形で、いま多くの問題と社会的関心の高い最終処分場のことについて取り上げ、処分場を経営されている方に集まっていたが、事務所会議室にて座談会を行うことが決まりました。また、5号、6号についても、こうした特集形式を企画し、収集運搬や中間処理、さらには排出事業者等の声など、現場の方々の本音や問題点、展望について編集していくことを確認しました。広告ページについても一部分をカラー化し、より見やすく、質の高いものにしていく方向で検討され、了承されました。

福利厚生委員会

平成4年4月9日 於協会事務所会議室

1. 表彰規程について

事務局より、表彰規程案について説明がありました。承し、理事会に報告する旨承認されました。

2. 平成4年度事業について

労働安全対策、時短の問題、週休2日制の推進等について協議し、従業員の厚生慰安事業として、ボーリング大会を開催し会員相互の親睦交流を図ることが了承されました。

研修指導委員会

平成4年4月10日 於協会事務所会議室

1. 平成4年度厚生大臣認定新規講習会の取扱いについて

2. 各種講習会の開催計画について

3. 相談指導事業について

それぞれ協議検討し了承されました。

企画委員会

平成4年4月17日 於協会事務所会議室

1. 県市行政指導会議の開催要領について

(日時・場所：平成4年5月7日三の丸会館)

2. 平成4年度通常総会の開催要領について

(日時・場所：平成4年6月17日東急ホテル)

3. 平成3年度収支決算について

4. 平成4年度事業計画及び予算編成について

それぞれ事務局により説明し了承されました。

適正処理委員会

平成4年5月25日 於協会事務所会議室

理事会終了後新美委員長が招集し開催され、部会制度を導入し当面三部会(収運部会・中間処理部会・最終処分部会)の専門部会を設け、次期理事会に諮り発足(秋頃)し、部会活動を通じ運営することについて了承されました。



愛知県・名古屋市行政指導会議

さる、平成4年5月7日、名古屋市中区の名古屋三の丸会館に於て、愛知県・名古屋市の行政担当者を招き、県・市行政指導会議が行なわれました。

会議は平成4年度第1回理事会終了後、午後2時30分より行なわれました。県・市行政担当者のあいさつで始まり、続いて愛知県環境部環境整備課課長補佐 森 康勝氏より第5次愛知県産業廃棄物処理計画の説明を受け、意見交換に入った。行政側からは、協会の組織強化、適正処理等についての意見が出され、協会側からは、中間処理施設設置、低金利の融資制度等の意見が出ました。

短い時間ではありましたが、行政側との意見交換が繰り広げられました。

行政側出席者

愛知県 環境部 環境整備課

主幹 塚本 俊児 氏

課長補佐 森 康勝 氏

名古屋市 環境事業局 事業部

廃棄物指導課長 藤下 克司 氏

同 第一係長 春日井信正 氏

議題は次の通りです

1. 第5次愛知県産業廃棄物処理計画について

2. 中間処理施設設置促進について

3. 当面の産業廃棄物対策諸問題について

中部産業廃棄物厚生年金基金

平成4年7月1日設立

かねてより中部四県(静岡、岐阜、愛知、三重)で設立をすすめておりました厚生年金基金も、皆様のご理解を得て、203社3365名(うち愛知57社1084名)の参加となりました。過日提出いただいた設立の委任状を基に厚生大臣あて申請し、本年7月1日設立認可となりました。

なお、基金事務局は静岡市の静岡第一生命館内に設置、7月1日から業務を開始いたしました。

加入者の皆様には大変長い間お待たせいたしました。今後ともご支援ご協力をお願い申し上げます。また、未加入会員の方も基金の趣旨を理解され是非加入されるよう格別のご協力をお願いします。

廃棄物関連記事切り抜きダイジェスト版発刊

会員の皆さんの情報収集、職場の意識向上、ビジネスチャンスを大きく広げるヒントに、ご活用いただくべく廃棄物関連記事切り抜きダイジェスト版をつくりました。廃棄物情報、リサイクル情報、新技術・新商品情報などを掲載し、毎月1回刊行の予定です。業界の確かな動向を探る資料としてお役立てください。

厚生大臣認定新規許可講習会の日程変更について

平成4年度厚生大臣認定の産業廃棄物処理業者に係る新規許可講習会(収集運搬課程)の開催については、さきにお知らせした日程が変更になりました。変更の理由は、今回の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、厚生大臣認定講習会が政省令の中で明確に規定されることになりましたが、この政省令の改正作業が延び、7月4日の施行日ぎりぎりになったため、その後資料の作成、案内書等の配布となるため講習会の開催時期は早くとも8月下旬以降となる予定です。

従って、当協会が担当します愛知会場は次の通りです。

収集運搬課程

開催月日 平成4年10月28日~29日(2日間)

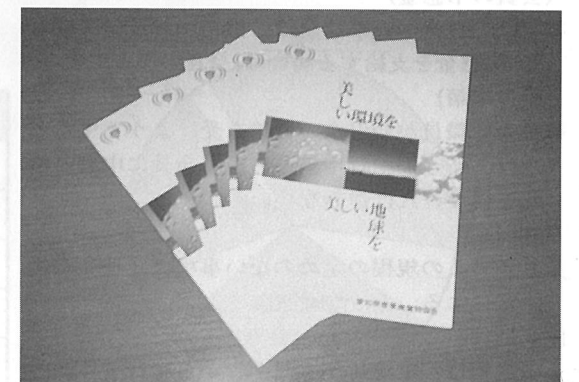
会場 昭和ビル 9階

実施機関 財団法人産業廃棄物処理振興センター

申込受付 ㈱愛知県産業廃棄物協会

(社)愛知県産業廃棄物協会の事業案内ができました。

産業廃棄物処理業を営むわれわれの活動をもっと社会に認知していただくため、また未入会の同業者の皆さんに当協会の存在意義をひろめ、協会の主旨にご賛同いただけるよう事業案内を制作いたしました。適正処理の推進、啓発のツールとして、ぜひご活用ください。



事務局だより

当協会ではさきの理事会で諸規程が議決されましたが表彰規程と慶弔金規程は次の通りです。

(慶弔金規程)

(目的)

第1条 この規程は、社団法人愛知県産業廃棄物協会の会員（代表者本人）及び職員に対する慶弔金の給付について定める。

(職員の結婚祝金)

第2条 職員が結婚したときは、結婚祝金として50,000円を支給する。ただし、この支給は1回限りとする。

(職員の出産祝金)

第3条 職員はまたはその配偶者が子女を出産したときは、出産祝金として20,000円を支給する。

(職員の見舞金)

第4条 職員が負傷または疾病にかかったときは、医師の診断書に基づき次の見舞金を支給する。

(1)勤務を休み療養に要する期間が2週間を超える場合 10,000円

(2)勤務を休み療養に要する期間が1か月を超える場合 20,000円

2 職員が火災その他非常災害により住居または家財に損害を受けたときは、その損害の程度により見舞金を支給する。ただし非世帯主の場合は半額とする。

(1)全壊全焼又はこれと同等のもの 基本給の2か月

(2)半壊半焼又はこれと同等のもの 基本給の1か月

(3)床上浸水又はこれと同等のもの 基本給の0.5か月

(職員の弔慰金)

第5条 次のとおり支給する。

(1)本人 50,000円 供花一封

(2)配偶者 20,000円 供花一封

(3)子及び父母 10,000円 供花一封

(4)同居の親族 5,000円

(5)職員が公務で死亡した場合は、会長が決定する。

(会員の弔慰金)

第6条 会員への弔慰金は、供花一封及び弔電とし、弔慰金を支給する場合は、会長の決定による。

(給付申請)

第7条 職員が慶弔金の支給を受けようとするときは、所定の給付申請書により会長に申請し承認を得なければならない。

(細則)

第8条 この規程の定めのない事項は、理事会の決定による。

附 則

この規程は、平成4年5月7日から施行する。

(表彰規程)

(目的)

第1条 この規程は、社団法人愛知県産業廃棄物協会が産業廃棄物処理業務に顕著な功績があった者及び本協会事業の推進に尽力した者に対し、表彰することによって業界の発展に資することを目的とする。

(表彰の種類、表彰対象者及び表彰基準)

第2条 表彰の種類、表彰対象者及び表彰基準は、次のとおりとする。

種類	表彰対象者	表 彰 基 準
功労者表彰	会員・役員・職員	産業廃棄物処理業務に寄与し、本協会事業の推進に功績顕著な者。ただし、役員については就任期間が4年以上の者
優良事業表彰	正会員事業所	産業廃棄物処理業者の規範となり、本県産業廃棄物処理事業に寄与した企業
優良従事者表彰	正会員の役職員及び協会職員	同一事業所に10年以上勤務し、勤務成績が優秀で他の規範となる者

(表彰の時期)

第3条 表彰は、毎年度開催する本協会の通常総会において行うものとする。ただし、特に必要があると認めたときは臨時に行うことができる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、本協会会長名をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(表彰候補者の推薦)

第5条 功労者及び優良事業所は、会長が推薦し理事会にその名簿を報告するものとする。

2 優良従事者は、正会員の代表者が推薦し、別紙様式により会長に提出する。

(表彰者の選考)

第6条 表彰者の選考は、推薦候補者の中から表彰基準に従い理事会において厳正に選考し決定することとする。

(表彰者の決定通知)

第7条 被表彰者への決定通知は、推薦者を經由し文書で本人に通知する。

(その他)

第8条 この規程に変更を必要とする場合は、理事会の承認を得て行うこととする。

附 則

この規程は、平成4年5月7日から施行する。

事務局だより

■新規正会員

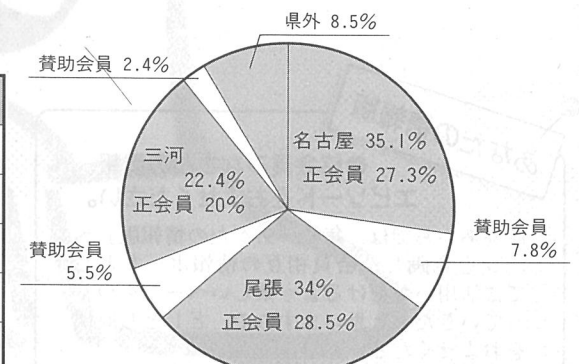
名 称	所 在 地	許 可 区 分	営業の種別	取り扱う産業廃棄物の種類																	許可年月日
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
(有)海南浄化センター	〒497 海部郡蟹江町大字西之森	県	○	○	○																H 3.12.20
東 良 男	字西本江138 05679-5-2931																				
(株)イナガキ重機	〒445 西尾市江原町上荒井前	県	○						○										○		H 1.8.22
稲垣 尚久	106-1 0563-52-2551																				
豊田ケミカルエンジニアリング(株)	〒475 半田市日東町1番30	県	○	○	○	○	○	○				○									H 3.4.24
後藤 公男	0569-22-5028																				

■賛助会員

名 称	氏 名	〒	所 在 地	電 話 番 号
中部キャピラー三菱建機販売(株)	土屋 安弘	446	安城市今本町東向山7-41	0566-98-1112

■地域別の会員数

地 域	正 会 員	賛助会員	計
名古屋	129	42	171
尾 張	138	28	166
三 河	98	13	111
県 外	38	1	39
計	403	84	487





協会の環境保全に対する想いを、花をモチーフにイメージ化しています。左右に広がる2本の曲線は、市民や行政との良き連帯、さらなる発展を意味しています。

シンボルカラーに、視覚的にソフトで、一般にも受け入れられやすい配色のピンクと緑を採用しました。

座談会「最終処分場を考える」を特集として組
みました。産業廃棄物処理に対する、いろいろな
問題点を多くの会員の方々から提起して頂き、今
後の指針となればと思っています。さらに次号か
ら部門別に座談会を掲載します。

また、本号に政省令の解説を載せる計画でしたが間に合わず、次号に延期することになりました。まことに残念です。ここにお詫び申し上げます。

広告掲載のお願い

「産廃あいち」の広告掲載を募集しています。
貴社のPRや営業案内など、広告面をタイムリーに活用してお役立ていただければ幸いです。広告掲載の
お問い合わせは協会事務局までご連絡ください。

広告ページのカラー化

次号からの広告掲載ページをカラーで印刷することになりました。表現がさらに広がり、注目率も大いに高まり、美しいページになります。

あなたの情報版

●協会員みなさんの情報、エピソードをおよせください。

産廃あいちでは、毎号「あなたの情報版」ページを企画し、会員相互の情報ボードとしてご活用いただけるよう楽しいページをつくりていきたいと思っておりますので、どしどし原稿をお寄せください。

廣告掲載社名

株式会社シミス、江州産商株式会社、株式会社山本建材、
有限会社名古屋清掃、近藤設備設計株式会社、
フルハシ工業株式会社、佐川印刷株式会社、
ロイヤルホテル弁天閣、有限会社トビック、
中部キャタピラー三菱建機販売株式会社、神谷行政書士事務所、
第一生命保険相互会社、愛知日野自動車株式会社、
株式会社東進サービス、有限会社大森、株式会社ミツフジ、
宮川興業株式会社、近藤産興株式会社

■ 編集委員

委員長	宇津野清彦	宇津野興業(株)	代表取締役
副委員長	所 仁司	(株)ア イ ギ	取締役
委 員	豊田 能史	成和環境(株)	取締役
	近藤 成章	近藤産興(株)	代表取締役
	森田喜八郎	(有)森田商店	代表取締役
	山本 金一	(株)山本建材	代表取締役
	大矢 佳正	大矢建設(株)	代表取締役

産廃あいち Vol.4

平成4年7月17日発行

編集 『産廃あいち』広報委員会
 発行 (社)愛知県産業廃棄物協会
 〒460

名古屋市中区金山二丁目10番

9号(名古屋阪神ビル)5F

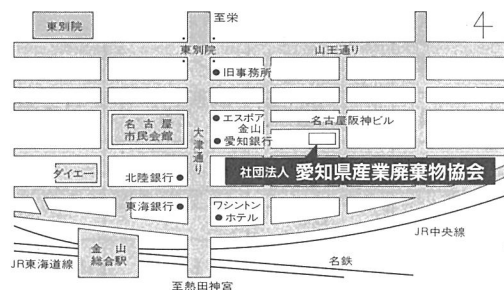
TEL (052) 332-0346

FAX (052) 322-0136

發行人 清水善一

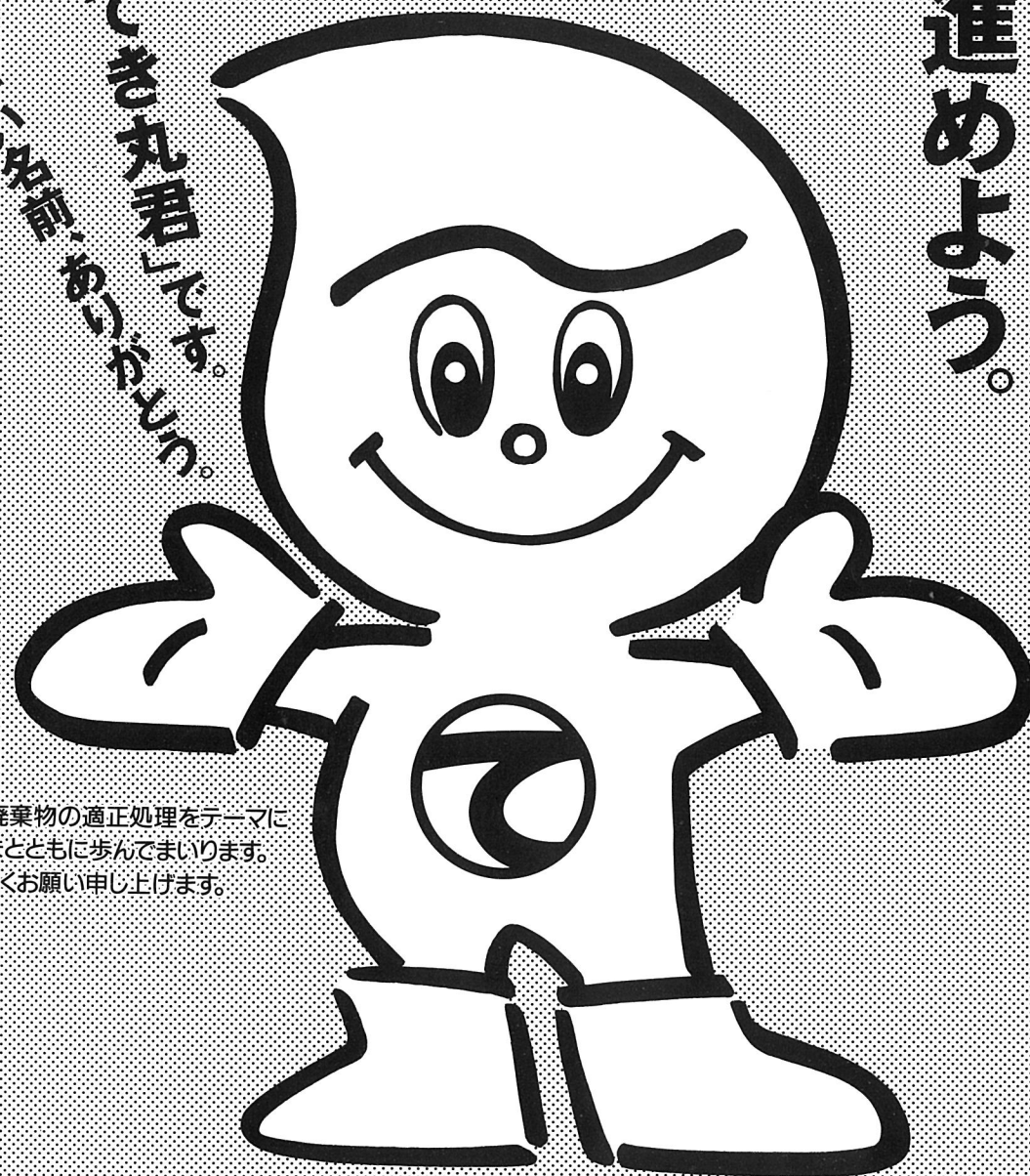
事務局 有賀良夫

編集協力・制作 有限会社トピック



全国の皆さまから「マスコット・ネーミング募集」に多数のご応募をいただき、ありがとうございました。厳正な審査の結果、「産業廃棄物を適正に処理する」という趣旨から名前を決定いたしました。ご応募いただいた皆さまには、マスコットのネーム入り粗品を進呈いたします。今後とも、わが国の廃棄物問題の解決に向けて常に努力を続けてまいります。当連合会に対するご意見ご要望等をお寄せ下さいますようお願い申し上げます。

「てき丸君」です。
かあ、いい名前、あいがしら。



産業廃棄物の適正処理をテーマに
皆さまとともに歩んでまいります。
よろしくお願い申し上げます。

社団法人 全国産業廃棄物連合会

〒100 東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビル5F TEL.03(3593)0011 FAX.03(3580)5666

creative
時代を先取りするクリエイティブ集団を目指します。

quality
発想から発送までの総合印刷一貫システムで、品質高く仕上げます。

technique
最新のデフノロジーを導入し、技術開発に力を注ぎます。

speedy
より優れた製品を、よりスピーディにお届けします。

■営業品目

印刷部門 美術印刷(オフセット印刷)、フォーム印刷、活版印刷、接着荷札、製函・袋物

事務機器部門 O A 機器・スチール製品、事務用品・文具全般、印刷全般

企画制作部門 宣伝広告、V P 制作

佐川印刷株式会社

本社 京都府向日市森本町戊亥5番地の3 千617
名古屋支店 名古屋市熱田区五本松町11番地2号西高蔵ビル2F
TEL(052)671-5231(代表) FAX(052)671-5234 千456

CATERPILLAR

〈新・発・売〉 REGA CAT油圧ショベル

CAT 新キャタピラー三菱
中部キャタピラー三菱

千446 愛知県安城市今本町東向7-41
TEL(0566)98-1112 FAX(0566)98-5433



性能美人。
作業が美しく、変わっていく。最適仕様誕生。



たいせつな集いを安心して
おまかせいただけます。

お座敷宴会など

セミナー、各種パーティーや

当ホテルは、総会、講演会、

温かいこころ配りのサービス……。

ご満足いただける定評のお料理、

ゆとりある落ち着いた和洋会場。

名古屋栄、都心のホテル。



宿泊、総会
セミナー、ご宴会
お食事



政府登録国際観光ホテル

ロイヤルホテル弁天閣

千460 名古屋市中区栄四丁目2-18(中ビル東100m)

☎(052)251-5211(代)



KAMIYA

産業廃棄物処理業・建設業・風俗営業・農地転用許可申請代行
その他行政コンサルタント

神谷行政書士事務所

行政書士会員番号2236

行政書士 神谷 明人

愛知県海部郡佐織町大字北河田字郷西250 千496

TEL・FAX(0567)24-8911

ADVERTISING
PLANNING
COMMUNICATION

Topic

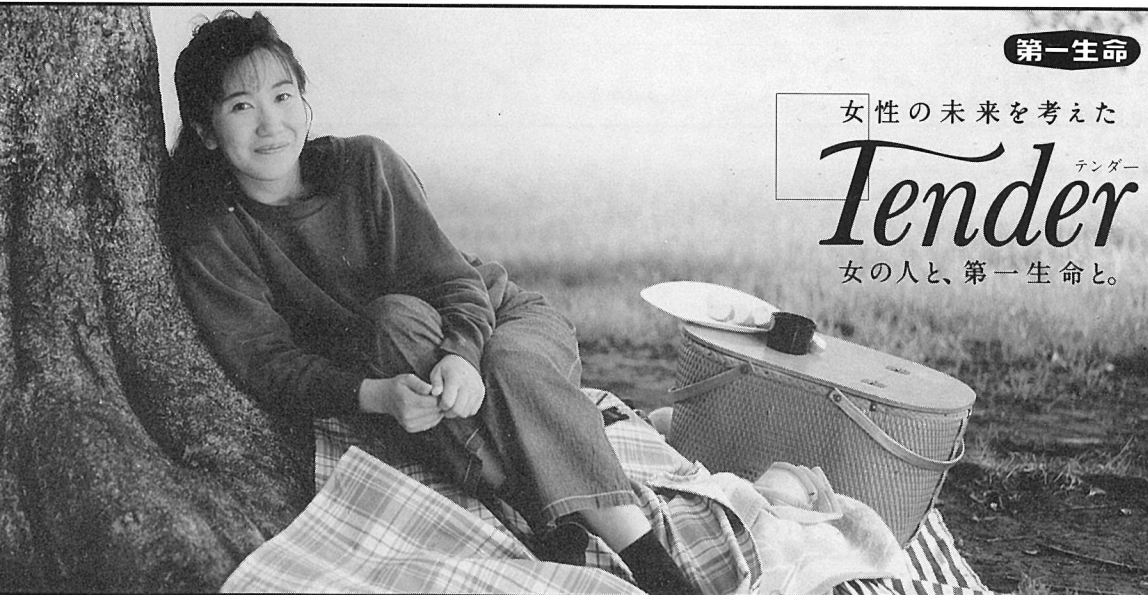
デザイン、企画、制作、印刷……コミュニケーション
をトータルにお手伝いします。

有限会社トピック

名古屋市中区大須4-3-40 千460
ARK ZONE 3A
TEL(052)263-9613(代)
FAX(052)263-9614

- パンフレット、チラシ、カタログ等の企画から制作。
- ロゴ・マーク、CI等の企画、デザイン、コーディネート。
- PR誌、社内報、小冊子等の企画から制作。
- イベントの企画立案、セールスプロモーションの企画立案、実施。

しなやかに生きるって、
自分にやさしくなることですね。



第一生命

女性の未来を考えた

Tender

女の人と、第一生命と。



愛知日野自動車株式会社

名古屋市瑞穂区神穂町7番1号
TEL (052)824-5311(総務) 824-5316(営業)

TOSHIN SERVICE CO., LTD.

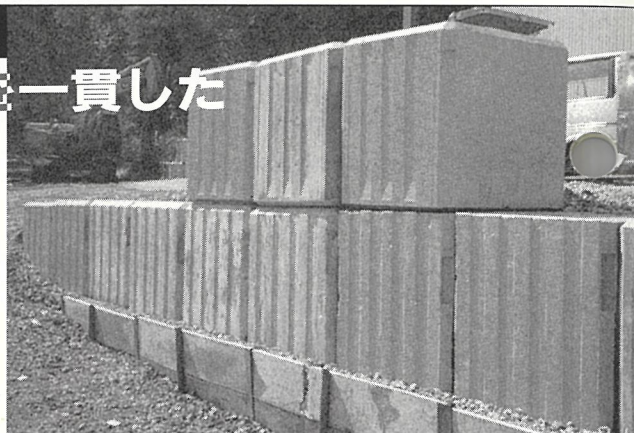
中間処理と最終処理処分を一貫した ハーマシール工法を開発。

廃棄物の無害安定化、減量化、再資源化を実現

株式会社東伸サービス

本社所在地 〒470-01 愛知県愛知郡日進町大字浅田字平子4-622
TEL 052-801-0775 (代表)

代表者 中野 弘 担当部署 本社開発部
事務所 本社日進町、日進工場・小牧工場



会 席 料 理

料理
料亭大森

TEL 522-8331~3

お食事一品料理
大森の店

しら河

TEL 524-1415

(有) 大 森 〒451 名古屋市西区城西4丁目30-3



環境保全に全力投球

廃棄物収集・運搬から一般区域自動車運送事業まで
お気軽にご用命ください。

安心と信頼のエキスパート——MITSUFUJI

株式会社 ミツフジ

〒455 愛知県名古屋市港区入船2-2-14
☎(052)661-5550(代) F A X (052)661-7333
☎(052)653-3366(産廃部門)

収集運搬から 最終処分場まで 一貫したシステムを完備



許可番号 58令環整第2-17号



宮川興業株式会社

〒446 愛知県安城市里町高根4-85
電 話<0566>97-8890(代)
ファクス<0566>98-3513

豊橋支店
〒441-32 豊橋市西赤沢町字東浦14番4
電 話<0532>23-1716

廃棄物処理設備(焼却炉・ボイラー)、重機、車輛、 容器など、ニーズに合わせたリースをします。

産業廃棄物は年々、その種類、量とも増加の一途をたどり
迅速で確実な対応が環境保全、円滑な企業活動を支える上で重要です。
当社の廃棄物処理設備リースシステムは、
焼却炉、ボイラー、ショベル、フォークリフト、タンクなど廃棄物処理に伴う
さまざまなご用途に合った商品をリースで設備強化。
合理的な経営戦略をバックアップいたします。

リース(長期 支払)で設備強化 事業拡張がらくらく

廃棄物処理設備の長期リースのお問い合わせは

近藤産興株式会社
名古屋市南区浜田町1-10

企画開発室
☎(052)614-2511
FAX (052)611-5826

リース部門

建設全般の機材・機械・機器のリース・レンタル部門
TEL (052)614-0808 FAX (052)614-1353

イベント部門

豊富な商品力・企画力・機動力でイベントを演出
及び商品レンタル部門
TEL (052)611-5561 FAX (052)611-5502

産業廃棄物部門

廃棄物処理及び環境保全に活動する部門
TEL (05675)5-2847 FAX (05675)5-0506

工事部門

塗装・防水・建築営繕・区画線設置
機械整備・製作のテクニカル部門
TEL (052)614-2511 FAX (052)611-5826